

○生活保護法による保護の実施要領について

〔昭和38年4月1日 社発第246号
各都道府県知事・各指定都市市長宛 厚生省社会局長
通知〕

〔改正経過〕

- | | | | |
|--------|-----------------------|--------|-----------------------|
| 第1次改正 | 昭和38年8月1日社発第525号 | 第2次改正 | 昭和39年4月1日社発第165号 |
| 第3次改正 | 昭和39年8月19日社発第409号 | 第4次改正 | 昭和39年10月22日社発第547号 |
| 第5次改正 | 昭和39年12月12日社発第641号 | 第6次改正 | 昭和40年3月1日社保第163号 |
| 第7次改正 | 昭和40年4月1日社保第174号 | 第8次改正 | 昭和40年5月18日社保第286号 |
| 第9次改正 | 昭和41年4月1日社保第115号 | 第10次改正 | 昭和42年4月1日社保第78号 |
| 第11次改正 | 昭和42年10月5日社保第261号 | 第12次改正 | 昭和43年4月1日社保第81号 |
| 第13次改正 | 昭和43年10月1日社保第233号 | 第14次改正 | 昭和43年10月5日社保第231号 |
| 第15次改正 | 昭和44年4月1日社保第71号 | 第16次改正 | 昭和44年4月30日社保第103号 |
| 第17次改正 | 昭和44年9月27日社保第220号 | 第18次改正 | 昭和45年4月1日社保第76号 |
| 第19次改正 | 昭和46年4月1日社保第55号 | 第20次改正 | 昭和46年12月9日社保第167号 |
| 第21次改正 | 昭和47年2月22日社保第23号 | 第22次改正 | 昭和47年4月1日社保第59号 |
| 第23次改正 | 昭和47年6月29日社保第109号 | 第24次改正 | 昭和47年10月6日社保第168号 |
| 第25次改正 | 昭和48年4月1日社保第66号 | 第26次改正 | 昭和48年6月25日社保第118号 |
| 第27次改正 | 昭和48年10月1日社保第170号 | 第28次改正 | 昭和49年3月27日社保第55号 |
| 第29次改正 | 昭和49年5月1日社保第90号 | 第30次改正 | 昭和49年6月13日社保第114号 |
| 第31次改正 | 昭和49年9月12日社保第170号 | 第32次改正 | 昭和49年9月30日社保第178号 |
| 第33次改正 | 昭和50年2月8日社保第26号 | 第34次改正 | 昭和50年3月31日社保第57号 |
| 第35次改正 | 昭和50年8月15日社保第151号 | 第36次改正 | 昭和51年3月31日社保第49号 |
| 第37次改正 | 昭和51年8月14日社保第141号 | 第38次改正 | 昭和51年12月22日社保第193号 |
| 第39次改正 | 昭和52年3月31日社保第51号 | 第40次改正 | 昭和52年8月18日社保第123号 |
| 第41次改正 | 昭和53年3月31日社保第48号 | 第42次改正 | 昭和54年1月17日社保第7号 |
| 第43次改正 | 昭和54年3月31日社保第26号 | 第44次改正 | 昭和55年1月25日社保第10号 |
| 第45次改正 | 昭和55年3月31日社保第41号 | 第46次改正 | 昭和56年3月31日社保第36号 |
| 第47次改正 | 昭和56年7月7日社保第82号 | 第48次改正 | 昭和57年3月31日社保第35号 |
| 第49次改正 | 昭和57年9月30日社保第109号 | 第50次改正 | 昭和58年3月31日社保第47号 |
| 第51次改正 | 昭和59年3月31日社保第35号 | 第52次改正 | 昭和60年3月30日社保第32号 |
| 第53次改正 | 昭和61年3月31日社保第46号 | 第54次改正 | 昭和61年9月25日社保第95号 |
| 第55次改正 | 昭和62年3月28日社保第29号 | 第56次改正 | 昭和63年3月31日社保第34号 |
| 第57次改正 | 昭和63年3月31日社保第37号 | 第58次改正 | 昭和63年7月1日社保第66号 |
| 第59次改正 | 平成元年3月31日社保第68号 | 第60次改正 | 平成2年3月31日社保第57号 |
| 第61次改正 | 平成3年3月30日社保第39号 | 第62次改正 | 平成4年3月31日社保第105号 |
| 第63次改正 | 平成5年3月31日社保第62号 | 第64次改正 | 平成6年3月29日社保第68号 |
| 第65次改正 | 平成7年3月29日社保第79号 | 第66次改正 | 平成7年7月20日社保第167号 |
| 第67次改正 | 平成8年3月18日社保第50号 | 第68次改正 | 平成8年3月28日社保第75号 |
| 第69次改正 | 平成8年3月29日社保第78号 | 第70次改正 | 平成9年3月31日社保第84号 |
| 第71次改正 | 平成10年3月31日社保第813号 | 第72次改正 | 平成11年3月31日社保第887号 |
| 第73次改正 | 平成12年3月31日社保第823号 | 第74次改正 | 平成13年3月30日社保第567号 |
| 第75次改正 | 平成14年3月29日社保第0329025号 | 第76次改正 | 平成15年3月31日社保第0331008号 |
| 第77次改正 | 平成15年7月31日社保第0731007号 | 第78次改正 | 平成16年3月31日社保第0331003号 |
| 第79次改正 | 平成17年3月31日社保第0331002号 | 第80次改正 | 平成18年3月31日社保第0331009号 |
| 第81次改正 | 平成18年9月29日社保第0929017号 | 第82次改正 | 平成19年3月31日社保第0331002号 |
| 第83次改正 | 平成20年3月31日社保第0331027号 | | |

標記については、保護基準の第19次改正に伴い、昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通達の一部が改正され、本日別途通知されたところであるが、これに伴い昭和36年4月1日社発第188号本職通達についてもこれを全面改正して、新たに次のとおり定めることとしたから、了知のうえ、その取扱いに遺漏のないよう配慮されたい。

なお、本通達中「保護の基準」とは、生活保護法による保護の基準（昭和38年4月厚生省告示第158号）をいい、また「次官通達」とは、昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通達をいう。

おって今回の全面改正の要旨は、別添のとおりである。

また、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67条）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準であることを申し添える。

〔別 添〕

生活保護法による保護の実施要領

目次	頁
第1 世帯の認定	342
第2 実施責任	345
第3 資産の活用	347
第4 稼働能力の活用	349
第5 扶養義務の取扱い	350
第6 他法他施策の活用	353
第7 最低生活費の認定	354
第8 収入認定の取扱い	374
第9 保護の開始申請等	380
第10 保護の決定	380
第11 保護決定実施上の指導指示及び検診命令	385
第12 調査及び援助方針等	388
第13 その他	389
第14 施行期日等	391

第1 世帯の認定

1 居住を一にしていないが、同一世帯に属していると判断すべき場合とは、次の場合をいうこと。

- (1) 出かせぎしている場合
- (2) 子が義務教育のため他の土地に寄宿している場合
- (3) 夫婦間又は親の未成熟の子（中学3年以下の子をいう。以下同じ。）に対する関係（以下「生活保持義務関係」という。）にある者が就労のため他の土地に寄宿している場合
- (4) 行商又は勤務等の関係上子を知人等にあずけ子の生活費を仕送りしている場合
- (5) 病気治療のため病院等に入院又は入所（介護老人保健施設への入所に限る。2の(5)（エを除く。）及び(6)並びに第2の1において同じ。）している場合
- (6) 職業能力開発校、国立光明寮等に入所している場合

- (7) その他(1)から(6)までのいずれかと同様の状態にある場合
- 2 同一世帯に属していると認定されるものでも、次のいずれかに該当する場合は、世帯分離して差しつかえないこと。ただし、これらのうち(3)、(5)、(6)、(7)及び(8)については、特に機械的に取り扱うことなく、世帯の状況及び地域の生活実態を十分考慮したうえ実施すること。また、(6)又は(7)に該当する者と生活保持義務関係にある者が同一世帯内にある場合には、(6)又は(7)に該当する者とともに分離の対象として差しつかえない。
 - (1) 世帯員のうちに、稼働能力があるにもかかわらず収入を得るための努力をしない等保護の要件を欠く者があるが、他の世帯員が真にやむを得ない事情によって保護を要する状態にある場合
 - (2) 要保護者が自己に対し生活保持義務関係にある者がいない世帯に転入した場合であって、同一世帯として認定することが適当でないとき
 - (3) 保護を要しない者が被保護世帯に当該世帯員の日常生活の世話を目的として転入した場合であって、同一世帯として認定することが適当でないとき（世帯分離を行なわないとすれば、その世帯がなお被保護世帯である場合であって、当該転入者がその世帯の世帯員のいずれに対しても生活保持義務関係にない場合に限る。）
 - (4) 次に掲げる場合であって、当該要保護者がいわゆる寝たきり老人、重度の心身障害者等で常時の介護又は監視を要する者であるとき（世帯分離を行なわないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。）
 - ア 要保護者が自己に対し生活保持義務関係にある者がいない世帯に属している場合
 - イ ア以外の場合であって、要保護者に対し生活保持義務関係にある者の収入が自己の一般生活費以下の場合
 - (5) 次に掲げる場合であって、その者を出身世帯員と同一世帯として認定することが出身世帯員の自立助長を著しく阻害すると認められるとき
 - ア 6か月以上の入院又は入所を要する患者等に対して出身世帯員のいずれもが生活保持義務関係にない場合（世帯分離を行なわないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。）
 - イ 出身世帯に配偶者が属している精神疾患に係る患者又は中枢神経系機能の全廃若しくはこれに近い状態にある者であって、入院又は入所期間がすでに1年をこえ、かつ、引き続き長期間にわたり入院又は入所を要する場合（世帯分離を行なわないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。）
 - ウ 出身世帯に自己に対し生活保持義務関係にある者が属している長期入院患者等であって、入院又は入所期間がすでに3年をこえ、かつ、引き続き長期間にわたり入院又は入所を要する場合（世帯分離を行なわないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。）
 - エ ア、イ若しくはウに該当することにより世帯分離された者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の公費負担を受けて引き続き入院している場合又は引き続きその更生を目的とする施設に入所している場合

- オ イ、ウ又はエに該当することにより世帯分離された者が、退院若しくは退所後6か月以内に再入院又は再入所し、長期間にわたり入院又は入所を要する場合（世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。）
- (6) (5)のア、イ、ウ又はオ以外の場合で、6か月以上入院又は入所を要する患者等の出身世帯員のうち入院患者等に対し生活保持義務関係にない者が収入を得ており、当該入院患者等と同一世帯として認定することがその者の自立助長を著しく阻害すると認められるとき（世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。）
- (7) 同一世帯員のいずれかに対し生活保持義務関係にない者が収入を得ている場合であって、結婚、転職等のため1年以内において自立し同一世帯に属さないようになると認められるとき
- (8) 救護施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム若しくは介護老人福祉施設、障害者支援施設（障害者自立支援法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同項に規定する身体障害者療護施設並びに同法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同項に規定する知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設を含む。）又は児童福祉施設（知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設に限る。）の入所者（障害者支援施設については、重度の障害を有するため入所期間の長期化が見込まれるものに限る。）と出身世帯員とを同一世帯として認定することが適当でない場合（保護を受けることとなる者とその者に対し生活保持義務関係にある者とが分離されることとなる場合については、世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。）
- 3 高等学校（定時制及び通信制を含む。）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部専攻科、高等専門学校、専修学校又は各種学校（以下「高等学校等」という。）に就学し卒業することが世帯の自立助長に効果的と認められる場合については、就学しながら、保護を受けることができるものとして差し支えないこと。
- ただし、専修学校又は各種学校については、高等学校又は高等専門学校での就学に準ずるものと認められるものであって、その者がかつて高等学校等を修了したことのない場合であること。
- 4 次の各要件のいずれにも該当する者については、夜間大学等で就学しながら、保護を受けることができるものとして差しつかえないこと。
- (1) その者の能力、経歴、健康状態、世帯の事情等を総合的に勘案の上、稼働能力を有する場合には十分それを活用していると認められること。
- (2) 就学が世帯の自立助長に効果的であること。
- 5 次のいずれかに該当する場合は、世帯分離して差しつかえないこと。
- (1) 保護開始時において、現に大学で就学している者が、その課程を修了するまでの間であって、その就学が特に世帯の自立助長に効果的であると認められる場合
- (2) 次の貸与金を受けて大学で就学する場合
- ア 独立行政法人日本学生支援機構法による貸与金

- の(2)に該当する場合のほかは現在地保護の例による。)を負うこと。
- 3 居住地のない介護老人保健施設又は介護療養型医療施設入所者であって、法による介護扶助を適用されている被保護者が、当該保護の実施機関の所管区域外の指定介護機関に転院、転所をした場合には、当該介護扶助の継続中従前の保護の実施機関が、なお保護の実施責任(1の(2)に該当する場合のほかは現在地保護の例による。)を負うこと。
 - 4 単身の被保護者(入所と同時に保護を開始される者を含む。)が国立養育所又は結核回復者の後保護を目的とする施設に入所した場合には、当該施設入所中の保護の実施責任は、入所前の居住地又は現在地により定めること。ただし、病院又は療養所から直ちに結核回復者の後保護を目的とする施設に入所した場合には、当該施設入所中の保護の実施責任は、病院又は療養所に入院又は入所中における保護の実施機関にあるものとする。
 - 5 保護施設に入所している者が病院、介護老人保健施設若しくは療養所に入院若しくは入所した場合又は保護施設を退所し、引き続き保護施設通所事業を利用した場合には、入院若しくは入所又は通所している期間中(保護施設通所事業については1年以内に限る。)、当該施設に入所していたときの保護の実施機関が引き続き保護の実施責任を負うこと。
 - 6 被保護者が老人福祉法の措置により養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所した場合は、その者の入所期間中、従前の保護の実施機関が従前どおり保護の実施責任を負うこと。
 - 7 老人福祉法の措置により養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所している者が病院、介護老人保健施設又は療養所に入院又は入所した場合で当該入所措置廃止と同時に保護を開始されるときその者に対する保護の実施責任は、当該施設に入所中その者に対し保護の実施責任を負う保護の実施機関にあるものとする。
 - 8 保護を受けていない介護老人福祉施設入所者から保護の申請があった場合のその者に対する実施責任は、当該施設所在地を所管する保護の実施機関にあるものとする。ただし、第1の規定により出身世帯と同一世帯と認定されるべき場合は、この限りでないこと。
 - 9 被保護者が障害者自立支援法に規定する障害者支援施設(障害者自立支援法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同項に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療養施設及び身体障害者授産施設並びに同法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同項に規定する知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設を含む。)に入所し、又は共同生活援助若しくは共同生活介護を行う住居(同法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同項に規定する知的障害者通所寮を含む。)に入居した場合は、その者の入所又は入居期間中、従前の保護の実施機関が従前どおり保護の実施責任を負うこと。
 なお、当該者が入所又は入居前に属していた世帯が移転した場合でも、12の(1)の取扱いに拠らず、その世帯が従前居住していた地に居住地があるものと認定すること。

- 10 児童福祉施設(知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設に限る。)に入所している者に対する保護の実施責任は、入所前の居住地又は現在地により定めること。
- 11 法第18条第2項第1号の規定に基づく、死亡した被保護者の葬祭を行う者に対する葬祭扶助の実施責任は、死亡した被保護者に対する保護の実施機関が負うものとする。
- 12 居住地又は現在地の認定は次によること。
 - (1) 第1の1によって同一世帯員と認定された者については、出身世帯の居住する地に居住地があるものと認定し、また、出身世帯が移転した場合には、その移転先を居住地と認定すること。
 - (2) (1)の場合において、出身世帯が分散している等のためその出身世帯の居住地が明らかでないときは、そのうち、生活の本拠として最も安定性のある地を居住地と認定すること。ただし、これによりがたいときは、出身世帯の生計中心者のいる地を居住地と認定すること。
 なお、出身世帯員に安定した居住地がないときは、居住地がない者と認定すること。
 - (3) 刑務所又は少年院より釈放され、又は仮釈放された者について帰住地がある場合であって、帰住先が出身世帯であるときは、その帰住地を居住地とし、そうでないときは、その帰住地を現在地とみなすこと。
 なお、帰住地がないか、又は明らかでない場合は、当該刑務所又は少年院の所在地を現在地とみなすこと。また刑の執行停止を受けた者についても、これに準ずること。
 - (4) 次に掲げる施設に収容されている者又は入所している者については、居住地がない者とみなし、原則として当該施設所在地を所管する保護の実施機関が保護の実施責任を負い、現在地保護を行うこと。
 ただし、下記の施設入所者の多くが配偶者からの暴力の被害者である現状にかんがみ、当該被害者の立場に立って広域的な連携を円滑に進める観点から、都道府県内又は近隣都道府県間における自治体相互の取り決めを定めた場合には、それによることとして差しつかえない。
 ア 売春防止法による婦人保護施設又は婦人相談所の行う一時保護の施設
 イ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律による婦人相談所が行う若しくは委託して行う一時保護の施設

第3 資産の活用

資産保有の限度及び資産活用の具体的取扱いは、次に掲げるところによること。ただし、保有の限度を超える資産であっても、次官通知第3の3から5までのいずれかに該当するものは、保有を認めて差し支えない。

なお、不動産の保有状況については、定期的に申告を行わせるとともに、必要がある場合は更に訪問調査等を行うこと。

1 土地

(1) 宅地

次に掲げるものは、保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

また、要保護世帯向け長期生活支援資金（生活福祉資金貸付制度要綱に基づく「要保護世帯向け長期生活支援資金」をいう。以下同じ。）の利用が可能なものについては、当該貸付資金の利用によってこれを活用させること。

ア 当該世帯の居住の用に供される家屋に付属した土地で、建築基準法第52条及び第53条に規定する必要な面積のもの

イ 農業その他の事業の用に供される土地で、事業遂行上必要最小限度の面積のもの

(2) 田畑

次のいずれにも該当するものは、保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

ア 当該地域の農家の平均耕作面積、当該世帯の稼働人員等から判断して適当と認められるものであること。

イ 当該世帯の世帯員が現に耕作しているものであるか、又は当該世帯の世帯員若しくは当該世帯の世帯員となる者がおおむね3年以内に耕作することにより世帯の収入増加に著しく貢献するようなものであること。

(3) 山林及び原野

次のいずれにも該当するものは、保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

ア 事業用（植林事業を除く。）又は薪炭の自給用若しくは採草地用として必要なものであって、当該地域の低所得世帯との均衡を失することにならないと認められる面積のもの。

イ 当該世帯の世帯員が現に最低生活維持のために利用しているものであるか、又は当該世帯員若しくは当該世帯の世帯員となる者がおおむね3年以内に利用することにより世帯の収入増加に著しく貢献するようなものであること。

2 家屋

(1) 当該世帯の居住の用に供される家屋

保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

なお、保有を認められるものであっても、当該世帯の人員、構成等から判断して部屋数に余裕があると認められる場合は、間貸しにより活用させること。

また、要保護世帯向け長期生活支援資金の利用が可能なものについては、当該貸付資金の利用によってこれを活用させること。

(2) その他の家屋

ア 事業の用に供される家屋で、営業種別、地理的条件等から判断して、その家屋の保有が当該地域の低所得世帯との均衡を失することにならないと認められる規模のものは、保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大

きいと認められるものは、この限りでない。

イ 貸家は、保有を認めないこと。ただし、当該世帯の要保護推定期間（おおむね3年以内とする。）における家賃の合計が売却代金よりも多いと認められる場合は、保有を認め、貸家として活用させること。

3 事業用品

次のいずれにも該当するものは、保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

(1) 事業用設備、事業用機械器具、商品、家畜であって、営業種目、地理的条件等から判断して、これらの物の保有が当該地域の低所得世帯との均衡を失することにならないと認められる程度のものであること。

(2) 当該世帯の世帯員が現に最低生活維持のために利用しているものであるか、又は当該世帯の世帯員若しくは当該世帯の世帯員となるものが、おおむね1年以内（事業用設備については3年以内）に利用することにより世帯の収入増加に著しく貢献するようなもの。

4 生活用品

(1) 家具什器及び衣類寝具

当該世帯の人員、構成等から判断して利用の必要があると認められる品目及び数量は、保有を認めること。

(2) 趣味装飾品

処分価値の小さいものは、保有を認めること。

(3) 貴金属及び債券

保有を認めないこと。

(4) その他の物品

ア 処分価値の小さいものは、保有を認めること。

イ ア以外の物品については、当該世帯の人員、構成等から判断して利用の必要があり、かつ、その保有を認めても当該地域の一般世帯との均衡を失することにならないと認められるものは、保有を認めること。

5 判断基準

1の(1)の当該世帯の居住の用に供される家屋に付属した土地、及び2の(1)の当該世帯の居住の用に供される家屋であって、当該ただし書きにいう処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるか否かの判断が困難な場合は、原則として各実施機関が設置するケース診断会議等において、総合的に検討を行うこと。

第4 稼働能力の活用

1 稼働能力を活用しているか否かについては、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、により判断すること。

また、判断に当たっては、必要に応じてケース診断会議や稼働能力判定会議等を開催するなど、組織的な検討を行うこと。

2 稼働能力があるか否かの評価については、年齢や医学的な面からの評価だけではな

く、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行うこと。

- 3 稼働能力を活用する意思があるか否かの評価については、求職状況報告書等により本人に申告させるなど、その者の求職活動の実施状況を具体的に把握し、その者が2で評価した稼働能力を前提として真摯に求職活動を行ったかどうかを踏まえ行うこと。
- 4 就労の場を得ることができるか否かの評価については、2で評価した本人の稼働能力を前提として、地域における有効求人倍率や求人内容等の客観的な情報や、育児や介護の必要性などその者の就労を阻害する要因をふまえて行うこと。

第5 扶養義務の取扱い

1 扶養義務者の存否の確認について

- (1) 保護の申請があったときは、要保護者の扶養義務者のうち次に掲げるものの存否をすみやかに確認すること。この場合には、要保護者よりの申告によるものとし、さらに必要があるときは、戸籍謄本等により確認すること。

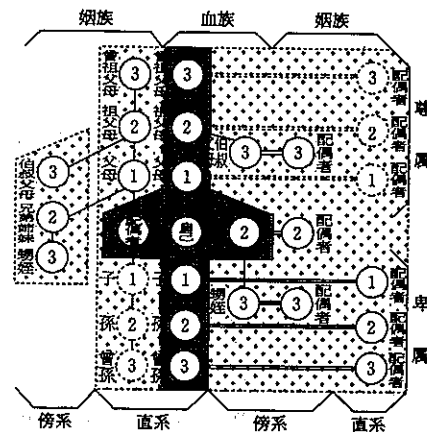
ア 絶対的扶養義務者。

イ 相対的扶養義務者のうち次に掲げるもの。

- (ア) 現に当該要保護者又はその世帯に属する者を扶養している者。
- (イ) 過去に当該要保護者又はその世帯に属する者から扶養を受ける等特別の事情があり、かつ、扶養能力があると推測される者。

- (2) 扶養義務者の範囲は、次表のとおりであること。

親等表



- 注
- 絶対的扶養義務者(民法第877条第1項)
 - ⋯ 相対的扶養義務者(民法第877条第2項)
 - ① 配偶者は、継親の場合等であること。
 - 子①は、先夫の子、後妻の連れ子等である。

- (3) 扶養義務者としての「兄弟姉妹」とは、父母の一方のみを同じくするものを含むものであること。

2 扶養能力の調査について

- (1) 1により把握された扶養義務者について、その職業、収入等につき要保護者その他により聴取する等の方法により、扶養の可能性を調査すること。なお、調査にあたっては、金銭的な扶養の可能性のほか、被保護者に対する定期的な訪問・架電、書簡のやり取り、一時的な子どもの預かり等(以下「精神的な支援」という。)の可能性についても確認するものとする。

- (2) 次に掲げる者(以下「重点的扶養能力調査対象者」という。)については、更にアからエにより扶養能力を調査すること。

- ① 生活保持義務関係にある者
- ② ①以外の親子関係にある者のうち扶養の可能性が期待される者
- ③ ①、②以外の、過去に当該要保護者又はその世帯に属する者から扶養を受ける等特別の事情があり、かつ、扶養能力があると推測される者

- ア 重点的扶養能力調査対象者が保護の実施機関の管内に居住する場合には、実地につき調査すること。

重点的扶養能力調査対象者が保護の実施機関の管外に居住する場合には、まずその者に回答期限を付して照会することとし、期限までに回答がないときは、再度期限を付して照会を行うこととし、なお回答がないときは、その者の居住地を所管する保護の実施機関に書面をもって調査依頼を行うか、又はその居住地の市町村長に照会すること。ただし、重点的扶養能力調査対象者に対して直接照会することが真に適當でない認められる場合には、まず関係機関等に対して照会を行い、なお扶養能力が明らかにならないときは、その者の居住地を所管する保護の実施機関に書面をもって調査依頼を行うか、又はその居住地の市町村長に照会すること。

なお、相当の扶養能力があると認められる場合には、管外であっても、できれば実地につき調査すること。

- イ 調査は、重点的扶養能力調査対象者の世帯構成、職業、収入、課税所得及び社会保険の加入状況、要保護者についての税法上の扶養控除及び家族手当の受給並びに他の扶養履行の状況等について行うこと。

- ウ アの調査依頼を受けた保護の実施機関は、原則として3週間以内に調査の上回答すること。

- エ 調査に際しては、重点的扶養能力調査対象者に要保護者の生活困窮の実情をよく伝え、形式的にわたらないよう留意すること。

- (3) 重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者については、次により扶養能力を調査すること。なお、実施機関の判断により、重点的扶養能力調査対象者に対する調査方法を援用しても差しつかえない。

- ア 重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される

者への照会は、原則として書面により回答期限を付して行うこと。なお、実施機関の判断により電話連絡により行うこととしても差しつかえないが、不在等により連絡が取れない場合については、再度の照会又は書面による照会を行うこと。また、電話連絡により照会した場合については、その結果及び聴取した内容をケース記録に記載するとともに、金銭的な援助が得られる場合については、その援助の内容について書面での提出を求めること。

イ 実施機関において重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者に対して直接照会することが真に適当でない認められる場合には、扶養の可能性が期待できないものとして取り扱うこと。

ウ 照会の際には要保護者の生活困窮の実情をよく伝えらるとともに、重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者の世帯構成、職業、収入、課税所得及び社会保険の加入状況、要保護者についての税法上の扶養控除及び家族手当の受給並びに他の扶養履行の状況等の把握に努めること。

(4) 扶養の程度及び方法の認定は、実情に即し、実効のあがるように行なうものとし、扶養義務者の了解を得られるよう努めること。この場合、扶養においては要保護者と扶養義務者との関係が一義的であるので、要保護者をして直接扶養義務者への依頼に努めさせるよう指導すること。

(5) 扶養の程度は、次の標準によること。

ア 生活保持義務関係（第1の2の(4)のイ、同(5)のイ、ウ若しくはオ又は同(8)に該当することによって世帯分離された者に対する生活保持義務関係を除く。）においては、扶養義務者の最低生活費を超過する部分

イ 第1の2の(4)のイ、同(5)のイ、ウ若しくはオ又は同(8)に該当することによって世帯分離された者に対する生活保持義務関係並びに直系血族（生活保持義務関係にある者を除く。）兄弟姉妹及び相対的扶養義務者の関係（以下「生活扶助義務関係」という。）においては、社会通念上それらの者にふさわしいと認められる程度の生活を損わない限度

(6) 扶養の程度の認定に当たっては、次の事項に留意すること。

ア 扶養義務者が生計中心者であるかどうか等その世帯内における地位等を考慮すること。

イ 重点的扶養能力調査対象者以外の者が要保護者を引き取ってすでになんらかの援助を行っていた場合は、その事情を考慮すること。

3 扶養の履行について

(1) 重点的扶養能力調査対象者が十分な扶養能力があるにもかかわらず、正当な理由なくして扶養を拒み、他に円満な解決の途がない場合には、家庭裁判所に対する調停又は審判の申立てをも考慮すること。この場合において、要保護者にその申立てを行わせることが適当でない判断されるときは、社会福祉主事が要保護者の委任を受けて申立ての代行を行なってもよいこと。なお、重点的扶養能力調査対象者以外の者について家庭裁判所に対して調停等を申立てることを妨げるものではない。

(2) (1)の場合において、必要があるときは、(1)の手續の進行と平行してとりあえず必要な保護を行ない、家庭裁判所の決定があった後、法第77条の規定により、扶養義務者から、扶養可能額の範囲内において、保護に要した費用を徴収する等の方法も考慮すること。

なお、法第77条の規定による費用徴収を行なうに当たっては、扶養権利者が保護を受けた当時において、当該扶養義務者が法律上の扶養義務者であり、かつ、扶養能力があったこと及び現在当該扶養義務者に費用償還能力があることを確認すること。

(3) 扶養義務者の扶養能力又は扶養の履行状況に変動があったと予想される場合は、すみやかに、調査のうえ、再認定等適宜の処理を行うこと。

なお、重点的扶養能力調査対象者に係る扶養能力及び扶養の履行状況の調査は、年1回程度は行なうこと。

第6 他法他施策の活用

次に掲げるものは、特にその活用を図ること。また、活用を図るべきものはこれらに限られるものではないので、これら以外のものの活用についても、留意すること。

- 1 身体障害者福祉法
- 2 児童福祉法
- 3 知的障害者福祉法
- 4 障害者自立支援法
- 5 老人福祉法
- 6 売春防止法
- 7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
- 8 災害救助法
- 9 農業災害補償法
- 10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- 11 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- 12 らい予防法の廃止に関する法律
- 13 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律
- 14 公害健康被害の補償等に関する法律
- 15 特別支援学校への就学奨励に関する法律
- 16 健康保険法
- 17 厚生年金保険法
- 18 恩給法
- 19 各共済組合法
- 20 雇用保険法
- 21 労働者災害補償保険法
- 22 石綿による健康被害の救済に関する法律
- 23 国民健康保険法
- 24 国民年金法

- 25 高齢者の医療の確保に関する法律
- 26 介護保険法
- 27 児童扶養手当法
- 28 特別児童扶養手当等の支給に関する法律
- 29 児童手当法
- 30 戦傷病者戦没者遺族等援護法
- 31 未帰還者留守家族等援護法
- 32 引揚者給付金等支給法
- 33 自動車損害賠償保障法
- 34 墓地、埋葬等に関する法律
- 35 自作農維持資金融通法
- 36 母子及び寡婦福祉法
- 37 母子保健法
- 38 学校保健法
- 39 生活福祉資金
- 40 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

第7 最低生活費の認定

最低生活費の認定は、当該世帯が最低限度の生活を維持するために必要な需要を基とした費用を、必ず実地につき調査し、正確に行なわなければならないこと。

1 級地基準の適用

級地基準の適用は、原則として世帯の居住地又は現在地によるものであるが、2（一般生活費）に特別の定めがある場合のほか、次に掲げる場合は、例外的に、それぞれ当該各項によるものとする。

- (1) 葬祭扶助については、葬祭地の級地基準によること。
- (2) 旅先等で急迫保護を必要とする場合は、当該要保護者の現在地の級地基準によること。

2 一般生活費

(1) 基準生活費

ア 同一の月において入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費と居宅基準生活費をあわせて計上するとき（保護受給中の者で入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費を算定されていたものが、月の途中で退院又は退所する場合をいう。）における居宅基準生活費は、入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費が計上される期間を除いた日数に応じて計上すること。

なお、保護の基準別表第1第1章の3に掲げる施設に入所している者にかかる基準生活費と居宅基準生活費をあわせて計上するときも同様とすること。

イ 同一の月において救護施設等基準生活費（保護の基準別表第1の第1章の2に掲げる施設に入所している者にかかる基準生活費をいう。以下同じ。）と居宅基準生活費をあわせて計上するときにおける居宅基準生活費は、救護施設等基準生活

費が計上される期間の初日又は末日を含めた日数に応じて計上すること。

ウ 救護施設等基準生活費は、当該施設に入所した日から退所の日まで計上すること。

エ ア、イ及びウによるほか、出かせぎ等により1箇月をこえる期間他の世帯員と所在を異にする世帯員については、所在を異にするに至った日の翌日から再び所在を一にするに至った日の前日まで他の世帯員とは別に一般生活費を計上すること。

オ 入院患者に付添う出身世帯の世帯員が病院又は診療所において生活する場合であって、病院の管理運営方針等により病院給食又は寝具の貸与を受けなければならない事情があると認められるときは、その実費について基準生活費の算定上特別基準の設定があったものとして取り扱って差しつかえない。

なお、病院給食の実費を認める期間中の居宅基準生活費に係る第1類の経費については、その25パーセントに相当する額を計上すること。

カ 入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費が計上される期間における期末一時扶助費又は各種加算については、その期間当該被保護者が所在する地の級地基準による額を適用すること。

キ エにより別に計上する一般生活費については、その者の所在する地の級地基準による額を適用すること。

ク 救護施設等基準生活費（期末一時扶助費及び各種加算を含む。）は、当該施設所在地の級地基準により計上すること。ただし、2級地又は3級地に所在する保護施設に入所している者について、1級上の級地の基準を、特別基準の設定があったものとして適用して差しつかえないこと。

ケ エにより他の世帯員と別に一般生活費を計上する場合、保護の基準別表第1第1章の1の第2類の表に定める額については、出身世帯員の人員の世帯に適用される額と世帯員1人の世帯に適用される額とを計上すること。

なお、シ及び第7の2の(4)のイにより居宅基準生活費を計上する場合も同様とすること。

コ 特定中国残留邦人等及びその者の配偶者と同居している世帯に係る基準生活費は、当該特定中国残留邦人等及びその者の配偶者を同一世帯員とみなした場合に算出される当該基準生活費の額から当該特定中国残留邦人等及びその者の配偶者に係る基準生活費の額を減じた額とする。

サ 次に掲げる施設は、保護の基準別表第1第1章の3の表中の「これらに準ずる施設」として取り扱うこと。

東京都心身障害者職能開発センター職業訓練部門

シ 保護の基準別表第1第1章の3の表中、次に掲げる施設の入所者については、「食費として施設に支払うべき額」は、月額42,600円の範囲内において必要な額とし、当該入所者が給食を受けない場合は、これに替えて居宅基準生活費の第1類の経費に75パーセントを乗じて得た額及び居宅基準生活費の第2類の表に定め

II 生活保護法関係通知 第3章 保護の実施要領

る基準額に20パーセントを乗じて得た額の合計額を計上すること。

また、利用料（室料と同等の内容のものに限る。）を施設に支払う必要がある場合には、月額25,000円の範囲内において必要な額を計上して差しつかえないこと。

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設（精神障害者福祉ホームを除く。）

(2) 加算

各加算の取扱いは、次によること。

ア 妊産婦加算

(ア) 妊産婦加算の計上は、届出によって行なうものとし、妊婦であることの認定及び妊娠月数の認定は、母子健康手帳又は保護の実施機関の指定する医師若しくは助産師の診断により行なうこと。

(イ) 保護受給中の者につき、妊娠月数が月の中途で変わる場合にはその翌月から妊婦加算の額の変更を行なうこと。

(ロ) 産婦加算を行なう期間は、専ら母乳によって乳児をほ育する産婦については6箇月間とし、その他の者については3箇月間とすること。

(ハ) (イ)の規定にかかわらず、保護受給中の者が出産したときは、当該月は妊婦加算を行ない、翌月から5箇月間（専ら母乳によって乳児をほ育する産婦以外の者については2箇月間）を限度として産婦加算を行なうこと。

(ニ) 妊娠4箇月以後において人工妊娠中絶を行なった場合及び死産（妊娠4箇月以後の死児の出産）の場合には、3箇月間（保護受給中の者については翌月から2箇月間）産婦加算を行なうこと。

(ホ) 妊婦又は産婦から保護の開始の申請があった場合には、申請月においても加算を行なうこと。

イ 老齢加算 削除

ウ 母子加算

(ア) 保護の基準別表第1第2章の3にいう「これに準ずる状態にある」場合とは、次に掲げる場合のように、父母の一方又は両方が子の養育にあたることのできない場合をいうものであること。

定を変更し若しくはやめるべき事由の翌月から加算の認定変更を行うこと。

(ウ) 母子加算の認定を受けている者に伴い、基準生活費の認定変更を行うも行うこと。

なお、居宅基準生活費と救護施設においては、救護施設等基準生活費が計かかる加算の額を計上すること。

(ニ) 児童のみで構成されている世帯にめられないが、扶養義務者又は知人世帯における兄又は姉等が弟妹等の兄又は姉等につき母子加算を受けだし、加算を受ける者については、差しつかえないこと。

(ホ) 母子加算を受ける者が長期（おおあっても、その者が精神疾患で入院することができないとき、又は他に養育につき加算を適用して差しつかえない

エ 障害者加算

(ア) 障害の程度の判定は、原則として、扶養手当証書又は福祉手当認定通知

(イ) 身体障害者手帳、国民年金証書、知書を所持していない者については、指定する医師の診断書その他障害の

(ウ) 保護受給中の者について、月の中、認定を変更し若しくはやめるべき事由の翌月から加算に関する最低生活費の基準別表第1第2章の4の(5)にいう障害事由の生じた日から日割計算により、

定める程度の障害の状態にあり、日常起居動作に著しい障害のため真に他人による介護を要すると認められるときは、104,960円の範囲内において当該年度の特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

オ 介護施設入所者加算

月の途中で新たに介護施設入所者加算を認定し、又はその認定をやめるべき事由が生じたときの加算の認定又は認定変更は、(4)に定める介護施設入所者基本生活費の算定の例によること。

カ 在宅患者加算

- (ア) 給食のない病院等に入院又は入所している患者については、在宅療養者に準じて在宅患者加算を行なうこと。
- (イ) 結核患者であって現に治療を受けていない場合における加算認定更新は、最長6か月の期間ごとに行なうこと。
- (ウ) 保護受給中の者について、月の途中で新たに在宅患者加算を認定し、又はその認定をやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた月の翌月から加算の認定変更を行なうこと。

キ 放射線障害者加算

- (ア) 保護受給中の者について、月の途中で新たに放射線障害者加算を認定し、又はその認定を変更すべき事由が生じたときは、それらの事由が生じた月の翌月から加算の認定変更を行なうこと。
- (イ) 保護の基準別表第1第2章の7の(1)のイ及び(2)のイに規定する厚生労働大臣の認定については、次に掲げる事項を記載した申請書に、保護の実施機関の指定する医師の意見書及び当該負傷又は疾病に係る検査成績を記載した書類並びに当該世帯の保護適用状況を示す書類を添えて、厚生労働大臣に提出すること。
- 認定を受けようとする患者の氏名、性別、生年月日、居住地及び職業
 - (1)のイ又は(2)のイの別
 - 負傷又は疾病の名称
 - 放射線を浴びたことに起因すると思われる自覚症状の経過
 - 放射線を浴びたことに起因すると思われる負傷又は疾病について受けた医療の概要
 - 放射線を浴びた当時の状況並びに浴びた放射線の種類及び量

ク 児童養育加算

- (ア) 保護受給中の者について、月の途中で新たに児童養育加算を認定し、又はその認定を変更若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた月の翌月から加算の認定変更を行なうこと。
- (イ) 児童のみで構成されている世帯において、その世帯における兄又は姉等が弟妹等の養育にあたる場合、その養育にあたる者については児童として取り扱わ

ケ 介護保険料加算

- (ア) 介護保険料加算は、普通徴収にかかる保険料の納期において、納付すべき額を認定すること。
- (イ) 月の途中で新たに介護保険料加算を認定し又は認定をやめるべき事由が生じたときであっても日割り計算を行う必要はないこと。

(3) 入院患者の基準生活費の算定について

- ア 病院又は診療所（介護療養型医療施設を除く。以下同じ。）において給食を要する入院患者については、入院患者日用品費が計上される期間に限り基準生活費を算定しないこと。ただし、12月における期末一時扶助費は算定するものとす。
- イ 入院患者日用品費が算定される入院患者が病院又は診療所において給食を要しない場合の基準生活費の額は居宅基準生活費の第1類の経費に75パーセントして得た額及び居宅基準生活費の第2類の表に定める基準額に20パーセントして得た額の合計額（12月においては、当該合計額に期末一時扶助費を加算）とすること。

ウ 保護受給中の者について、入院期間が1か月未満であるため入院患者日用品費を算定しない場合は、一般生活費の認定の変更（各種加算の額の変更を含む）を要しないものとする。

エ 保護受給中の者が月の途中で入院し、入院患者日用品費を算定する場合は、月に該当しないときは、入院患者日用品費は入院日の属する月の翌月の初日から計上すること。この場合、入院月の一般生活費の認定の変更（各種加算の額の変更を含む）は要しないものとする。

オ 保護の開始された日又は保護を停止されていて再び開始された日に入院し、その日から入院患者日用品費を計上すること。

カ 救護施設、更生施設、養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム又は介護施設に入所している者が入院した場合は、入院の日から入院患者日用品費を計上すること。

キ 入院患者日用品費が算定されている入院患者が退院又は死亡した場合は、患者日用品費は退院等の日まで計上することとし、一般生活費の認定の変更（各種加算の額の変更を含む）を日割計算により行なうこと。ただし、退院と同介護施設に入所する場合はこの限りでない。

ク 入院患者日用品費は、原則として保護の基準別表第1第3章の1の(1)の基準の全額（精神活動の減退等により日用品の需要の実態からその全額を必要としないもので、その状態が相当期間持続すると認められるものについては、基準85パーセントを標準として必要な額）を計上すること。

(4) 介護施設入所者基本生活費の算定について

いこと。ただし、12月における期末一時扶助は算定するものとする。

イ 保護受給中の者が月の中途で介護施設に入所したときは、介護施設入所者基本生活費は入所日の属する月の翌月（入所の日が月の初日のときは当該月）から計上すること。この場合、入所月の一般生活費の認定の変更（各種加算の額の変更を含む。）は要しないものとする。なお、入院患者日用品費が算定されている入院患者等が医療機関等から介護施設に入所した場合も同様であること。

ウ 保護の開始された日又は保護を停止されていて再び開始された日に介護施設に入所している場合は、その日から介護施設入所者基本生活費を計上すること。

エ 救護施設、更生施設、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所している者が介護施設に入所した場合には、入所の日から介護施設入所者基本生活費を計上すること。

オ 介護施設入所者が退所又は死亡した場合は、介護施設入所者基本生活費は退所等の日まで計上することとし、一般生活費の認定の変更（各種加算の額の変更を含む。）を日割り計算により行うこと。ただし、介護施設を退所し、その日から病院又は診療所に入院する場合には、退所の日における介護施設入所者基本生活費については、計上を要しないこと。

カ 介護施設入所者基本生活費は、原則として保護の基準別表第1第3章の2の1)の基準額の全額を計上すること。

(5) 被服費

ア 被保護者が次のいずれかに該当する場合であって、次官通知第7に定めるところによって判断したうえ、必要と認めるときは、それぞれに定める額の範囲内において特別基準の設定があったものとして被服費を計上して差しつかえないこと。

なお、(ア)から(ウ)までの場合においては、現物給付を原則とすること。

(ア) 保護開始時及び長期入院・入所後退院・退所した場合において、現に使用する布団類が全くないか又は全く使用に堪えなくなり、代替のものがいない場合

区 分	金 額
再生によることができる場合	1組につき12,400円以内
新規に購入を必要とする場合	1組につき17,900円以内

(イ) 保護開始時及び長期入院・入所後退院・退所した場合において、現に着用する被服（平常着）が全くないか若しくは全く使用に堪えない状況にある者又は学童服について特別の需要があると実施機関が認めた者の場合

1人当たり 12,900円以内

(ウ) 災害にあい、災害救助法が発動されない場合において、当該地方公共団体等の救護をもってしては災害によって失った最低生活に直接必要な布団類、日常着用する被服をまかなうことができない場合

世帯人員別	金 額	
	夏季(4月から9月まで)	冬季(10月から3月まで)
2人まで	18,200円以内	32,600円以内
4人まで	34,300円以内	55,200円以内
5人	44,300円以内	69,900円以内
6人以上1人を増すごとに加算する額	6,700円以内	9,700円以内

(ニ) 出産を控えて新生児のための寝具、産着、おむつ等を用意する必要がある場合 47,200円以内

(ホ) 入院を必要とする者が入院に際し、寝巻又はこれに相当する被服が全くないか又は使用に堪えない場合 3,900円以内

(ヘ) 常時失禁状態にある患者（介護施設入所者を除く。）等が紙おむつ等を必要とする場合 月額 22,500円以内

イ 布団類支給にあたっては、その世帯の世帯人員、世帯構成、世帯員の健康状態、住居の広さ、布団類保有状況及び当該地域の低所得世帯との均衡を失しない限度において最低生活の維持に必要な支給量を決定すること。なお、その者が使用していたものを再生して使用させることを第一に考慮し、みだりに新製の布団類を支給することのないように留意すること。

(6) 家具什器費

被保護者が次のアからエのいずれかの場合に該当し、次官通知第7に定めるところによって判断した結果、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、24,800円の範囲内において特別基準の設定があったものとして、家具什器を支給して差し支えないこと。

なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、39,700円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして家具什器を支給して差し支えないこと。

これらの場合においては、収入充当順位にかかわらず、現物給付の方法によること。ただし、現物給付の方法によることが適当でない認められるときは、金銭給付の方法によっても差し支えないこと。

ア 保護開始時において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。

イ 長期入院・入所後退院・退所した単身者であって、新たに自活しようとする場合において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。

ウ 災害にあい、災害救助法が発動されない場合において、当該地方公共団体等の救護をもってしては、災害により失った最低生活に直接必要な家具什器をまかなうことができないとき。

エ 転居の場合であって、新旧住居の設備の相異により、最低生活に直接必要な家

具什器を補填しなければならない事情が認められるとき。

(7) 移送費

ア 移送は、次のいずれかに該当する場合において、他に経費を支出する方法がないときに乗車船券を交付する等なるべく現物給付の方法によって行なうこととし、移送費の範囲は、(イ)又は(ロ)において別に定めるもののほか、必要最小限度の交通費、宿泊料及び飲食物費の額とすること。この場合、(ア)若しくは(イ)に該当する場合であって実施機関の委託により使役する者があるとき、(ウ)、(オ)、(ニ)若しくは(シ)に該当する場合であって付添者を必要とするとき又は(ニ)に該当する場合の被扶養者にあつては、その者に要する交通費、宿泊料及び飲食物費並びに日当（実施機関の委託により使役する者について必要がある場合に限る。）についても同様の取扱いとすること。

(ア) 生計の途がなく、かつ、一定の住居を持たない者で、野外において生活している者、外国からの帰還者等やむを得ない状態にあると認められる要保護者を扶養義務者その他の確実な引取り先に移送する必要があると認められる場合

(イ) 要保護者を保護の必要上遠隔地の保護施設等へ移送する場合

(ロ) 被保護者が実施機関の指示又は指導をうけて他法による給付の手続、施設入所手続、就職手続及び検診等のため当該施設等へ出向いた場合

(ニ) 被保護者が実施機関の指示又は指導をうけてその者の属する世帯の世帯員として認定すべき被扶養者を引取りに行く場合

(ウ) 被保護者が障害者支援施設、国立保養所、公共職業能力開発施設等に入所し若しくはこれらの施設から退所する場合又はこれらの施設に通所する場合であつて、身体的条件、地理的条件又は交通事情により、交通費を伴う方法以外には通所する方法が全くないか又はきわめて困難である場合

(オ) (ロ)に掲げる施設等に入所している被保護者が当該施設の長の指導により出身世帯に一時帰省する場合又はこれらの施設に入所している者の出身世帯員（被保護世帯に限る。）がやむを得ない事情のため当該施設の長の要請により当該施設へ行く場合

(カ) 被保護者が実施機関の指示又は指導をうけて求職又は施設利用のため熱心かつ誠実に努力した場合

陥っているためそのもとへ行く場合又は実施機関がやむを得ないと認めたととき。

- (イ) 被保護者が転居する場合又は住居を譲渡する場合及びその家財道具を引き取る場合、荷造費及び運搬費を要する場合は必要最小限度の額を認定して差しつかないこととする。
- (ロ) 被保護者が出産のため病院、助産所等に入院している場合、必要最小限度の額を認定して差しつかないこととする。
- (ニ) 刑務所、少年院等に入所している者であつてやむを得ない事情のため当該施設の長の要請により当該施設へ行く場合、必要最小限度の額を認定して差しつかないこととする。
- (シ) 次のいずれかに該当する場合であつて有効であると認められるとき。

a アルコール症若しくはその既往の病的とする団体（以下「断酒会」といふ。）に参加する場合

b アルコール症又はその既往のある断酒会の実施する2泊3日以内の宿泊に要する費用を当該断酒会に納入する場合

c 精神保健福祉センター、保健所等の社会復帰相談指導事業等の対象者の生活に活用する場合

イ 生計の途がなく、かつ、一定の住居を有する者等に対し移送費を支給する場合に必要とする額を、できるだけ詳細に、保護台帳、ケース参考書類として添付する等、保護の経緯を明らかにし、保護台帳の写を目的地の保護の実施機関に送付することとする。

(8) 入学準備金

小学校又は中学校に入学する児童、生徒等が必要とする場合は、それぞれ次の額の範囲として必要な額を認定して差し支えないこととするが、現物給付によることが望ましい。

での間にある者又は20歳未満で保護の基準別表第1第2章の4の(2)に掲げる者をいう。)を養育しなければならない場合。ただし、当該養育に当たる者が父又は母である場合であって、その者が子の養育に当たることができる者と婚姻関係(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある場合を含む。)にあり、かつ、同一世帯に属するときは、この限りでない。

(イ) 当該養育に当たる者が、現に就労収入を得ているか又は職業訓練等に参加している場合

イ ひとり親世帯就労促進費は、それぞれ次に定める額とする。

就労収入の月額が30,000円以上の場合 月額 10,000円

就労収入の月額が30,000円未満の場合 月額 5,000円

職業訓練等に参加しており、当該職業訓練等が当該被保護世帯の自立助長に効果的であると保護の実施機関が認めた場合 月額 5,000円

ウ 保護の基準別表第1第2章の3の母子加算及びひとり親世帯就労促進費について、同一の者が両者の支給事由に該当する場合には、いずれか高い方の額を算定するものとする。

(10) その他

ア 配電設備費

(ア) 被保護者が現に居住する家屋に配電設備が全くない場合には、保護の基準別表第3の1の補修費等住宅維持費の額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、配電設備の新設に必要な額を認定して差しつかえないこと。

なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、保護の基準別表第3の1の基準額に1.5を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、必要な額を認定して差しつかえない。

(イ) 設備に要する経費の減免又は扶養義務者ないしは地域社会の援助等を期待できるものについては、極力これを受けよう指導すること。

イ 水道、井戸又は下水道設備費

(ア) 被保護者が最低限度の生活の維持のために水道若しくは井戸を設備することが真に必要であると認められ、かつ、その地域の殆どどの世帯が水道若しくは井戸を設けているとき又は被保護者が市街地の中心部等に居住している場合であって、現在の下水(尿尿を除く。)処理の方法では当該世帯又は近隣の衛生を著しく損うことが認められ、かつ、下水道設備によるほか適当な処理方法がないときに限り、保護の基準別表第3の1補修費等住宅維持費の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして水道、井戸又は下水道設備の新設に必要な額を認定して差しつかえない。

なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、保護の基準別表第3の1の基準額に1.5を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、必要な額を認定して差しつかえない。

限度の額を特別基準の設定があったものとして認定して差しつかえない。

カ 妊婦定期検診料

妊娠した被保護者が、妊娠期間中（妊娠後に被保護者となったときは、被保護者になった以降）保健所において行われる妊婦の健康診査事業を利用することができず、医療機関において定期検診を受ける場合は、公費負担により受診する場合を除き、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。

キ 不動産鑑定費用等

保護の申請を行った者又は保護受給中の者が、要保護世帯向け長期生活支援資金を利用（社会福祉協議会による貸付審査により、貸付の利用に至らなかった場合も含む。）することに伴って必要となる不動産鑑定費用（社会福祉協議会が単位期間ごとに行う再評価に要する費用を除く。）、抵当権等の設定登記費用及びその他必要となる費用については、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。

3 教育費

(1) 基準額の算定

教育扶助基準額の計上にあたっては、保護開始月、変更月、停止月又は廃止月においても、月額全額を計上すること。

(2) 学級費等

学校教育活動のために全ての児童又は生徒について学級費、児童会又は生徒会費及びPTA会費等（以下「学級費等」という。）として保護者が学校に納付する場合であって、保護の基準別表第2に規定する基準額によりがたいときは、学級費等について次の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。

小学校	月額	620円以内
中学校	月額	740円以内

(3) 教材代

正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するものについて、教育費のうちの教科書代を計上する場合には、学校長又は教育委員会の指定証明を徴すること。

なお、正規の教材の範囲は、学校において当該学級の全児童が必ず購入することとなっている副読本的図書、ワークブック及び和洋辞典であること。

(4) 通学のための交通費

児童又は生徒が身体的条件、地理的条件又は交通事情により交通費を伴う方法による以外には通学する方法が全くないか、又はそれによらなければ通学がきわめて困難である場合においては、その通学のため必要な最小限度の交通費の額を計上すること。

(5) 夏季施設参加費

小学校、中学校又は教育委員会が行う校外活動（修学旅行を除く。）に、当該学年の児童又は生徒の全員が参加する場合は、その参加のために必要な最小限度の額を

オ 保護の基準別表第3の2の厚生労働大臣が別に定める額（以下「限度額」という。）によりがたい家賃、間代等であつて、世帯員数、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、限度額に1.3を乗じて得た額（7人以上の世帯については、この額にさらに1.2を乗じて得た額）の範囲内において、特別基準の設定があつたものとして必要な額を認定して差しかえないこと。

カ 被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、限度額又はオに定める額以内の家賃又は間代を必要とする住居に転居するときは、限度額又はオに定める額に3を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があつたものとして必要な額を認定して差しかえないこと。ただし、近い将来保護の廃止が予想され、その後に転居することをもつて足りる者については、この限りでない。

キ 保護開始時において、安定した住居のない要保護者（保護の実施機関において居宅生活ができると認められる者に限る。）が住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合で、限度額又はオに定める額以内の家賃又は間代を必要とする住居を確保するときは、限度額又はオに定める額に3を乗じて得た額の範囲内において特別基準の設定があつたものとして必要な額を認めて差し支えないこと。

ク 被保護者が居住する借家、借間の契約更新に際し、契約更新料等を必要とする場合には、限度額又はオに定める額の範囲内において特別基準の設定があつたものとして必要な額を認定して差しかえない。

(2) 住宅維持費

ア 保護の基準別表第3の1の補修費等住宅維持費は、被保護者が現に居住する家屋の畳、建具、水道設備、配電設備等の従属物の修理又は現に居住する家屋の補修その他維持のための経費を要する場合に認定すること。

なお、この場合の補修の規模は、社会通念上最低限度の生活にふさわしい程度とすること。

イ 家屋の修理又は補修その他維持に要する費用（エにより認定された額を除く。）が保護の基準別表第3の1によりがたい場合であつてやむを得ない事情があると認められるときは、基準額に1.5を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があつたものとして、必要な額を認定して差しかえないこと。

ウ 災害に伴い家屋の補修等を必要とする場合には、すでに認定した補修費等住宅維持費にかかわりなく被災の時点から新たに補修費等住宅維持費を認定することとして差しかえないこと。

エ 豪雪地帯において、雪囲い、雪下ろし等をしなければ家屋が損壊するおそれがある場合には、当該雪囲い、雪下ろし等に要する費用について、一冬期間につき保護の基準別表第3の1に定める額の範囲内において特別基準の設定があつたものとして、必要な額を認定して差しかえないこと。

5 医療費

指定医療機関等において診療を受ける場合の医療費は、医療関係法令通達等に示す

II 生活保護法関係通知 第3章 保護の実施要領

(イ) 身体障害者手帳を所持する視覚障害者が、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第2条第1項の養成施設において、はり師、きゅう師となるために必要な技能を修得する場合で、当該技能修得が世帯の自立助長に特に効果があると認められるときは、技能修得の期間が2年をこえる場合であっても、その期間1年につき69,000円の範囲内で特別基準の設定があったものとして必要な額を認定すること。

(ウ) 技能修得費として認められるものは、技能修得のために直接必要な授業料(月謝)、教科書、教材費及び当該技能修得を受ける者全員が義務的に課せられる費用等の経費であること。

なお、技能修得費として認められる経費が保護の基準別表第7の1によりがたい場合であってやむを得ない事情があると認められるときは、115,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

(エ) 上記(ア)に定めるところにかかわらず、(平成17年3月31日付け社援発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知に定めるところによる)自立支援プログラムに基づくなど、実施機関が特に必要と認めた場合については、コンピュータの基本的機能の操作等就職に有利な一般的技能や、コミュニケーション能力等就労に必要な基礎的能力を修得するための経費を必要とする被保護者についても、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上して差しつかえないこと。

なお、自立支援プログラムに基づく場合であって、1年間のうちに複数回の技能修得費を必要とする場合については、年額184,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

(オ) 当分の間、次のいずれかに該当する技能習得手当を受けている被保護者につ

入充当順位にか修得費の一般基扱うこと。たた用の実額をこえを各月に分割しいによらず、一額の範囲内にお費等は収入とし

(ハ) (ウ)による限度当するときは、て取り扱って差

この場合、給その都度分割し
a 生計の維持を修得する場
れる場合

b 自動車運転
確実に就労す

c 雇用保険法
臣の指定する
立助長に効果
合であって、

イ 高等学校等就

(ア) 高等学校等就

正規の授業で使用する教科書等の範囲は、当該授業を受講する全生徒が必ず購入することとなっている教科書、副読本的図書、ワークブック及び和洋辞典であること。

- (b) 高等学校等に入学する生徒が、入学の際、入学準備のための費用を必要とする場合は、61,400円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。この場合、原則として金銭給付によることとするが、現物給付によることが適当であると認められるときは現物給付によることとして差しつかえないこと。
- (c) 生徒が身体的条件、地理的条件又は交通事情により交通費を伴う方法による以外には通学する方法が全くないか、又はそれによらなければ通学がきわめて困難である場合においては、その通学のため必要な最小限度の交通費の額を計上すること。
- (d) 災害その他不可抗力により学用品を消失し、学用品を再度購入することが必要な場合には、26,500円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

また、同様に正規の授業で使用する教科書等を消失し、再度購入することが必要な場合には、上記の額に加えて、高等学校等就学費の教材代として支給対象となる範囲内において、必要な実費を認定して差し支えない。

(3) 就職支度費

就職の確定した被保護者が、就職のため直接必要とする洋服類、履物等の購入費用を要する場合は、基準額の範囲内で必要な額を計上すること。

9 葬祭費

- (1) 小人の葬祭に要する費用が保護の基準別表第8の1の小人の基準額をこえる場合であって、当該地域の葬祭の実態が大人と同様であると認められるときは、保護の基準別表第8の1の基準額について大人の基準を特別基準の設定があったものとして適用して差しつかえない。
- (2) 法第18条第2項第1号に該当する死者に対し葬祭を行なう場合は、葬祭扶助基準額表の額（火葬料等についての加算及び(1)により特別基準の設定があった場合を含む。）に1,000円を加算した額を特別基準の設定があったものとして、計上して差しつかえないこと。
- (3) 死亡診断又は死体検案に要する費用（文書作成の手数料を含む。）が5,100円をこえる場合は、葬祭扶助基準額表の額（火葬料等についての加算並びに(1)及び(2)により特別基準の設定があった場合を含む。）に当該こえる額を加算した額を、特別基準の設定があったものとして、計上して差しつかえないこと。
- (4) 火葬又は埋葬を行なうまでの間、死体を保存するために特別な費用を必要とする事情がある場合は、必要最小限度の実費を特別基準の設定があったものとして計上して差しつかえないこと。
- (5) 妊娠4箇月以上で死産した場合には、葬祭費を認定して差しつかえないこと。

- (6) 身元が判明しない自殺者等に対して市町村長が葬祭を行なった場合には、葬祭扶助の適用は、認められないこと。

10 特別基準の設定による費用

- (1) 特別基準の設定があったときは、その額のとおり計上すること。
- (2) 特別基準の設定があったものとして取り扱う費用の認定については、各費目に関する告示及び本職通知の規定に従い、かつ、次のアからオまでによって、必要な額を認定すること。なお、実施手続等については、(3)によること。

ア 特別基準設定による費用の認定と援助方針

実施機関は、当該被保護世帯の援助方針に基づいて判断した結果、当該被保護世帯について、必要不可欠な特別の需要があると認められる場合に限り、特別基準の設定による費用を認定できるものであること。

イ 特別需要額の認定

需要額の認定については、必要最小限度の額を認定すること。

ウ 他法他施策の活用

生活福祉資金その他の他法他施策による給付等であって当該特別需要をみたすべきものについては、事前にその有無を検討し、その活用をはかるべきものであること。

エ 扶養義務者その他からの援助

特別基準は、臨時又は特殊な需要に対応して設定されるものであるから、通常の扶養義務履行の有無とは別に、当該特殊需要に対する、扶養義務者その他からの臨時的援助の有無について、あらためて調査すること。

オ 迅速な事務処理

特別基準による費用の設定が事務処理にならないよう厳に留意すること。

- (3) 特別基準が設定されたものとして取り扱う費用等の認定にあたっては、次に掲げる資料を審査して認定すること。

ア 保護台帳

イ 保護決定調書

ウ その他生活の現況、今後の自立更生等援助方針、特別基準設定の必要性、計画及び費用等の妥当性、他法他施策の活用の可能性、扶養義務者等他からの援助の可能性等を判断するために必要な資料

エ 計画書、見積書等

- (ア) 障害者加算：障害名、障害等級、障害の状況が確認できる書面、介護計画書（標準的な週における介護内容が確認できる書面）、領収書（更新時）
- (イ) 配電、水道、井戸または下水道設備費：設備計画書、関係図面、経費見積書、水質検査書、代替措置の検討
- (ロ) 敷金等：転居指導等のケース記録の写、敷金等の契約内容が確認できる書面
- (ハ) 住宅維持費：補修計画書、図面、写真、経費見積書
- (ニ) 生業費、技能修得費：生業（技能修得）計画書、経費見積書

- (カ) 扶助費の重複支給：理由申立書、関係官署の証明書
- (キ) 治療材料：医師の診断書、医師の意見書、経費見積書

(4) 各費目に関する告示及び本職通知の規定による基準によりがたい特別の事情がある場合には、厚生労働大臣に情報提供すること。

第8 収入認定の取扱い

1 定期収入の取扱い

(1) 勤労（被用）収入

ア 常用収入

(ア) 官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務している者の収入については、本人から申告させるほか、前3か月分及び当該月分の見込みの基本給、勤務地手当、家族手当、超過勤務手当、各種源泉控除等の内訳を明記した給与証明を徴すること。ただし、給与証明書を徴することを適当としない場合には、給与明細書等をもってこれに代えても差しつかえないこと。

(イ) 給与証明書の内容に不審のある場合又は証明額が同種の被用者の通常収入額と考えられる額より相当程度低いと判断される場合には、直接事業主について具体的内容を調査確認すること。

(ウ) 社会保険の被保険者については、10月又は11月に社会保険官署、健康保険組合等につき標準報酬との照会を行なうこと。

(エ) 昇給及び賞与の時期については、給与先につきあらかじめ調査を行ない記録しておくこと。

(オ) 就職月、昇給月及び賞与の支給月には、本人から申告させるとともに、給与証明書を徴すること。

(カ) 賞与は、全額を支給月の収入として認定すること。ただし、これによることが適当でない場合は、当該賞与額からその月において適用する特別控除額を差し引いた額を、支給月から引続く6か月以内の期間にわたって分割して認定するものとする。

イ 日雇収入

(ア) 日雇で就労する者の収入については、本人から申告させるほか、前3箇月分の就労日数に関して公共職業安定所の証明書を徴すること。この場合において、公共職業安定所から証明を徴することが困難な場合には、直接同所におもむいて聞取調査を行なうこと。

(イ) 本人から申告された就労日数が当該地域の平均就労日数以上である場合は、申告された日数により収入総額を認定すること。

(ウ) 申告された就労日数が当該地域の平均就労日数未満である場合は、就労できない理由を確かめ、正当な理由がないときは、就労日数を平均就労日数まで増加するように文書で指示したうえ、その実際の就労日数による収入総額を認定すること。

又は事業主につき聞取調査を行ない、確認すること。

(オ) 夏季手当及び年末手当については(1)のアの(イ)及び(カ)によること。

ウ 臨時又は不特定就労収入

(ア) 臨時又は不特定の就労による収入については、その地域における同様の状況にある者の収入の状況、その世帯の日常生活の状況等を調査したうえ収入総額を認定すること。

(イ) 申告された就労日数又は賃金に不審のある場合は、雇主の全部又は一部について具体的内容を聞取調査し、確認すること。

エ 必要経費として控除すべき労働組合費の範囲

次官通知第8の3の(1)のアにいう「労働組合費」は、当該労働組合の組合全員が、各月において徴収される組合費の実費をいうものであり、臨時に徴収されるものを含まないものであること。

(2) 農業収入

ア 農作物の収穫量は、本人の申立て、市町村の調査又は意見及び品目別作付に町村別等級地別平均反収を乗じたものを勘案して決定するものとし、三者字に著しく相違がある場合は、さらに農業協同組合、集荷組合、実行組合、改良普及員、民生委員等について調査のうえ、決定すること。

イ 保護開始月における保有農作物は、収穫量と同様の取扱いを行なうこと。

ウ 農業収入を得るための生産必要経費のうち、肥料代、種苗代及び薬剤費については、次に掲げる比率（農林水産省農産物生産費調査による。）に準拠して各福祉事務所ごとに比率を認定したうえ、これをエによる収穫高に乗じて認定すること

玄米（水稲）	9%
玄米（陸稲）	26%
小麦	23%
その他の農作物	20%

エ 農業収入は、次の算式により認定すること。

(ア) 主食（米、小麦、裸麦、大麦、そば等当該地域の食生活の実態によること）

収穫高 = 販売価格 × 収穫量

収穫高 - 生産必要経費 = 収入

(イ) 野菜

販売価格 × 売却量 + 自給量を金銭換算した額（別表「金銭換算表」の野菜額に自給割合を乗じて得た額をいう。） - 必要経費 = 収入

オ 各福祉事務所ごとに管内の町村別、品目別、等級地別平均反収及び町村別、品目別農作物販売価格を調査し、調整又は補正しておくこと。

カ 余剰野菜について、その地域に需要がなくこれを売却することができない場合は、今後の耕作において穀類等換金の途の広い農作物を作付するよう指導するとともに、その年の収穫に限り自家消費を認め、差しつかえないこと。

を認定すること。

(3) 農業以外の事業（自営）収入

ア 農業以外の事業収入については、前3箇月分及び当該月の見込みにつき、本人から申告させるほか、物品販売業（店売り、行商又は露店）、製造業及び加工業については、会計簿、商品又は原材料の仕入先、製品の販売先等について、運搬業（小運送）、修理（自転車修理、いかけ業、桶屋）及びサービス業（理髪業、靴磨等）については、正確なものがある場合は会計簿について、建築造園業（大工、左官、植木職等）については、一定した仕事先がある場合はその仕事先について、それぞれの実際の収入の状況を書面又は聞き取りにより調査し、さらに市町村等税務関係機関の調査又は意見をも参考とすること。

イ 魚介による収入は、次の算式により認定すること。

売却量×販売価格+自給量を金銭に換算した額（別表「金銭換算表」の魚介の額に自給割合を乗じて得た額をいう。）-必要経費=収入

ウ 養殖漁業等で年間の一時期のみの収穫で収入を得ている場合は、収入があった時から将来に向かい、原則として12分の1ずつの額を認定すること。

(4) 恩給、年金等の収入

ア 恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、6箇月以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。

イ 老齢年金等で、介護保険法第135条の規定により介護保険料の特別徴収の対象となるものについては、特別徴収された後の実際の受給額を認定すること。

(5) その他の収入

(1)から(4)までに該当する収入以外の収入はその全額を当該月の収入として認定すること。ただし、これによることが適当でない場合は、当該月から引き続き6箇月以内の期間にわたって分割認定するものとする。

2 収入として認定しないものの取扱い

(1) 社会事業団体その他が被保護者に対して支給する金銭であって、当該給付の資金が、地方公共団体の予算措置によりまかなわれているものは、次官通知第8の3の(3)のアとして取り扱うことは認められないこと。

(2) 被保護者に対して現物が給与された場合は、被贈与資産として取扱い、処分すべきものがあれば売却させてその収入を認定すること。ただし、就労の対価として現物が給与されたときは、その物品の処分価値により金銭換算のうえ、500円を控除した額を就労収入として認定すること。

(3) 貸付資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられることにより収入として認定しないものは次のいずれかに該当し、かつ、貸付けを受けるについて保護の実施機関の事前の承認があるものであって、現実に当該貸付けの趣旨に即し使用

ア 事業の開始又は継続、就労及び技能修得のための貸付資金

イ 就学資金（高等学校等就学費の支給対象とならない経費及び高等学校等就学の基準額でまかないきれない経費であって、その者の就学のために必要な最大度の額にあてられる場合に限る。）

ウ 医療費又は介護等費貸付資金

エ 結婚資金

オ 国若しくは地方公共団体により行なわれる貸付資金又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行なわれる貸付資金であって、次に掲げるもの

(ア) 住宅資金又は転宅資金

(イ) 老人又は身体障害者等が、機能回復訓練器具及び日常生活の便宜を図るための器具を購入するための貸付資金

(ウ) 配電設備、給排水設備又は暖房設備のための貸付資金

(エ) 国民年金の受給権を得るために必要な任意加入保険料のための貸付資金

(4) 自立更生のための恵与金、災害等による補償金、保険金若しくは見舞金、指導指示による売却収入又は死亡による保険金のうち、当該被保護世帯の自立更生のためにあてられることにより収入として認定しない額は、直ちに生業、医療、家屋修等自立更生のための用途に供されるものに限ること。ただし、直ちに生業、療、家屋補修、就学等にあてられない場合であっても、将来それらにあてること目的として適当な者に預託されたときは、その預託されている間、これを収入として認定しないものとする。

また、当該金銭を受領するために必要な交通費等及び補償金等の請求に要する小限度の費用は、必要経費として控除して差しつかえない。

(5) (3)の承認又は(4)の収入として認定しない取扱いを行なうに際して、当該貸付金、補償金等が当該世帯の自立更生に役立つか否かを審査するため必要があるとは、自立更生計画を徴すること。

(6) 次官通知第8の3の(3)のケに掲げる金銭の取扱いについては、次によること。

ア 社会生活を営むうえで特に社会的な障害のある者の福祉を図るため地方公共団体又はその長が支給する金銭に該当するものは、次に掲げる金銭であること。

(ア) 心身障害児（者）の福祉を図るために支給される金銭

(イ) 老人の福祉を図るために支給される金銭

(ウ) 母子世帯に属する者の福祉を図るために支給される金銭

(エ) 多子世帯に属する者の福祉を図るために支給される金銭

(オ) 災害等によって保護者を失った児童の福祉を図るために支給される金銭

(カ) (ア)から(オ)までに掲げる金銭に準ずるもの

イ アの(カ)に該当するものとして取り扱う場合又は同一人に対しアの(ア)から(オ)までに掲げる金銭が重複して支給される等特別な事由があり、特別な取扱いを必要とする場合は、

(1) 基礎控除

ア 基礎控除は、当該月の就労に伴う収入金額（賞与その他の臨時的な収入を分割して認定する場合は、各分割認定額をそれぞれの認定月の収入金額に加算して算定するものとする。）に対応する次官通知別表の基礎控除額表の収入金額別区分に基づき認定すること。

イ 基礎控除の収入金額別区分は、次官通知第8の3の(1)のアによる勤労（被用）収入については、通勤費等の実費を控除する前の収入額により、同イによる農業収入又は同ウによる農業以外の事業（自営）収入については、生産必要経費又は事業必要経費を控除した後の収入額によること。

ウ 世帯員が2人以上就労している場合には、イによる収入額の最も多い者については、次官通知別表の基礎控除額表の1人目の欄を適用し、その他の者については、それぞれ同表の2人目以降の欄を適用すること。

(2) 特別控除

ア 特別控除の年間控除額は、当該被保護者の収入年額の1割を限度とするが、年末における控除の適用に当たり当該1割に相当する額が限度額をこえる被保護者で、就労の状態が良好であると認められる者については、限度額に1.3を乗じて得た額まで認定して差しつかえないこと。

イ 世帯員が2人以上就労している場合には、(1)のイによる収入年額の最も多い者については、アにより認定し、その他の者については、それぞれアにより算定した額に0.85を乗じた額を認定すること。

ウ 控除は、臨時的収入のあった場合等適宜の時機に年間控除額を1回ないし数回に行なうことを原則とするが、収入の形態等により毎月控除することが適当である場合には、各月に分割して控除を行なっても差しつかえないこと。

(3) 新規就労控除

ア 新規就労控除を適用する場合は、次の場合であること。

(ア) 中学校等を卒業した者が継続性のある職業に従事し、収入を得るために特別の経費を必要とする場合

(イ) 入院その他やむを得ない事情のためおおむね3年以上の間職業に従事することができなかった者が継続性のある職業に従事し、収入を得るために特別の経費を必要とする場合

イ 控除は、当該職業によって得られる収入につき、はじめて継続性のある職業についた月（当該新規就労に伴う収入を翌月から認定することとするときは当該初回認定月）から6箇月間に限り行なうものとする。

(4) 未成年者控除

ア 未成年者（20歳未満の者をいう。）については、その者の収入から月額11,600円を控除すること。ただし、次の場合は控除の対象としないものであること。

(ア) 単身者

(イ) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場

合を含む。以下同じ。）又は自己の未成熟の子とのみで独立した世帯を営んでいる場合

(ウ) 配偶者と自己の未成熟の子のみで独立した世帯を営んでいる場合

イ 未成年者控除の適用をうけていた者が月の途中で成年に達したときは、その翌月から認定の変更を行なうこと。

4 その他の控除

(1) 出かせぎ、行商、船舶乗組、寄宿等に要する費用につき控除を行なう場合は、一般生活費又は住宅費の実際必要額から、当該者の最低生活費として認定された一般生活費の額を差し引いて得た額を必要経費として認定すること。

(2) 就労に伴う子の託児費については、その実費の額を収入から控除して認定すること。この場合において、委託された児童に対して受託者が提供する飲食物は、収入認定の対象としないこと。

(3) 貸付資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額の償還については、償還が現実に行なわれることを確認したうえ、次に掲げるものについて、当該貸付資金によって得られた収入（修学資金又は奨学資金については、当該貸付を受けた者の収入、結婚資金については、当該貸付けを受けた者又は当該貸付資金により結婚した者の収入、医療費又は介護費貸付資金、住宅資金、転宅資金、老人又は身体障害者等が機能回復訓練器具及び日常生活の便宜を図るための器具を購入するための貸付資金、配電設備、給排水設備又は暖房設備のための貸付資金並びに国民年金の受給権を得るために必要な任意加入保険料のための貸付資金については、当該世帯の全収入）から控除して認定すること。

ア 国若しくは、地方公共団体により行なわれるもの又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行なわれるものであって、償還の免除又は猶予が得られなかったもの。ただし、医療費又は介護費貸付資金については、保護の実施機関の承認のあったものに限ること。

イ ア以外の法人又は私人（絶対的扶養義務者を除く。）により貸し付けられたもののうち、貸付けを受けるについて保護の実施機関の事前の承認のあったものであって、償還の免除又は猶予が得られなかったもの。ただし、事前の承認を受けなかったことについてやむを得ない事情があり、かつ、当該貸付資金が現にその者の自立助長に役立っていると認められ、事後において承認することが適当なものについても、同様とする。

ウ アに該当する技能修得資金とともに、当該技能修得期間中、貸付けを受けた生活資金については、貸付けを受けるについて保護の実施機関の事前の承認のあったものであって、償還の免除又は猶予が得られなかったもの。

(4) 住宅金融公庫法による貸付資金の償還については、当該貸付資金によって建築した住宅の一部を活用して収入を得ている場合に限り、当該収入の範囲内において、当該償還金を控除して認定すること。

(5) 次に掲げる貸付資金は、国若しくは地方公共団体により行なわれるもの又は国若

しくは地方公共団体の委託事業として行なわれるものに該当するものとして取り扱うこと。ただし、生活福祉資金貸付制度要綱に基づく貸付資金については、当該被保護世帯の自立更生のために当てられるものに限る。

- (ア) 母子及び寡婦福祉法による貸付資金
- (イ) 生活福祉資金貸付制度要綱に基づく貸付資金
- (ウ) 婦人更生資金制度要綱に基づく貸付資金
- (エ) 引揚者給付金等支給法に基づく国債を担保として、国民金融公庫から貸し付けられる生業資金
- (オ) 自作農維持資金融通法に基づく農林漁業金融公庫の各種貸付資金
- (カ) 開拓者資金融通法に基づく政府（地方農地事務局）の貸付資金
- (キ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく農業協同組合、森林組合又は金融機関の貸付資金
- (ク) 農業近代化資金助成法に基づく農業協同組合、農業協同組合連合会又は農林中央金庫の貸付資金
- (ケ) 国民金融公庫からの低所得者に対する更生貸付資金
- (コ) 住宅資金又は転宅資金であって国若しくは地方公共団体により行なわれる貸付資金又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行なわれる貸付資金
- (6) 生業資金の貸付けをうけた後、事業の失敗等により他の事業を営んでいる場合であって、その事業の資金の全部、または一部が、当該貸付金によりまかなわれているときは、変更した事業によって得られる収入から償還金を控除して認定して差しつかえないこと。

第9 保護の開始申請等

1 保護の相談における開始申請の取扱い

生活保護の相談があった場合には、相談者の状況を把握したうえで、他法他施策の活用等についての助言を適切に行うとともに生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認すること。また、保護申請の意思が確認された者に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに申請手続きについての助言を行うこと。

2 要保護者の発見・把握

要保護者を発見し適切な保護を実施するため、生活困窮者に関する情報が保護の実施機関の窓口につながるよう、住民に対する生活保護制度の周知に努めるとともに、保健福祉関係部局や社会保険・水道・住宅担当部局等の関係機関及び民生委員・児童委員との連絡・連携を図ること。

第10 保護の決定

1 年齢改定

- (1) 保護を継続して受ける者について、基準生活費の算定に係る満年齢の切替えは、毎年1回4月1日に行うことができること。
- (2) 4月1日に行なう切替えは、3月31日までに基準生活費の変更を必要とする満年齢に達した者について行なうこと。

2 保護の要否及び程度の決定

- (1) 保護の要否の判定は原則としてその判定を行う日の属する月までの3箇月間の平均収入充当額に基づいて行うこととする。

ただし、常用勤労者について労働協約等の実態から賞与等を含む年間収入が確実に推定できる場合であって、次官通知第8の2の「長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするとき」に該当するときは保護の申請月以降1年間に於いて確実に得られると推定される総収入（収入を得るための必要経費の実費及び勤労に伴う必要経費のうち基礎控除額に70%を乗じて得た額を控除した額）の平均月割額をその月の収入充当額と定め保護の要否を判定すること。この取扱いにより保護を要すると判定された者に係る保護の程度の決定は常用収入について第8の1の(1)のアに定める取扱いにより行うこと。

- (2) 農業収入又は年間の一時期のみの収穫による収入のある世帯については、保護の申請月以後1箇年間に於ける収穫予想高（前年における収穫高を基とし、平年作の程度、災害の有無、豊凶予想等収穫高の予想増減を勘案したもの）の平均月割額をその月の収入充当額として認定して保護の要否を判定し、保護を要すると判定されたものについては、現在の収入について第8（収入の認定）により認定した額に基づいて、保護の程度を決定すること。ただし、これによりがたい場合は、次の収穫を認定する時期まで、一般の要否判定の要領により、その要否及び程度を決定して差しつかえないこと。

- (3) 医療予定期間が4箇月未満の短期傷病を理由として医療扶助のための保護の申請があった場合には、医療予定期間に2箇月を加えた月数の間における最低生活費と収入充当額（農業収入又は年間の一時期のみの収穫による収入については、(2)による平均月割額、(1)のただし書により収入を推定するべき常用勤労者の収入については、同ただし書により推定された総収入の平均月割額を基礎として算定した額。（4）において同じ。）との対比によって、保護の要否を判定し、保護を要すると判定されたものについては、第8により認定した収入によって保護の程度を決定すること。

なお、傷病の医療予定期間が4箇月以上6箇月未満である場合においては、6箇月間における最低生活費と収入充当額との対比により、同様に取扱うこと。

- (4) 保護の要否判定を行う際に算定する障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス及び自立支援医療に要する費用は、概算障害福祉サービス所要額及び概算自立支援医療所要額によるものとし、次により算定すること。

ア 障害福祉サービス

障害福祉サービスの利用に係る負担上限月額（個別減免等を受けている者については、個別減免等が適用された後における負担上限月額）と食費等実費負担月額（入所施設利用の場合に限る。補足給付等を受けている者については、補足給付等を適用した後における食費等実費負担月額。）の合計額を上限として算定した1か月あたりの平均負担額

II 生活保護法関係通知 第3章 保護の実施要領

イ 自立支援医療

自立支援医療の利用に係る負担上限月額と食費の実費負担額（入院の場合に限る。）を上限とした1か月あたりの平均負担額

- (5) 保護の要否判定を行う際に算定する介護費は、概算介護所要額によるものとし、概算介護所要額は次により算定すること。

なお、介護保険の被保険者については、アからカまでにつき、それぞれのサービスに係る介護保険給付の利用者負担分を限度とする。

ア 居宅介護（イを除く。）

居宅介護支援計画に基づき、当該者の要介護状態区分に応じた介護保険の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額を上限として算定した1か月あたりの平均介護費用

イ 特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護に係る居宅介護

当該者の要介護状態区分に応じた1か月あたりの介護費用

ウ 施設介護

当該者の要介護状態区分に応じた1か月あたりの施設介護費用（食事の提供に要する費用を含む。）

エ 介護予防（オを除く。）

介護予防支援計画に基づき、当該者の要支援状態区分に応じた介護保険の介護予防サービス費等区分支給限度基準額を上限として算定した1か月あたりの平均介護費用

オ 介護予防特定施設入居者生活

介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る介護予防当該者の要支援状態区分に応じた1か月あたりの介護費用

カ 福祉サービス費及び介護サービス費

介護施設及び更

額の決定は次によ

(ア) その世帯の取
と決定し、当該
すること。

(イ) (ア)に該当しな
を超過する場合
分の間、その者
保護施設事務費
また、前記に
費認定額に保護
当分の間、その
の2倍に相当す
支出額として決

ウ 授産施設

授産施設を利用

(ア) その世帯の取
用する場合は、
護者と決定し、
決定すること。

(イ) (ア)に該当しな
に保護施設事務
とする。)の2倍
ときは、当該世

こと。

ただし、新たに事業を開始した施設であって事業開始後3箇月を経過する日の属する月の末日が経過していない施設に月の中途で入退所する者の本人支払額は、当該月の収入充当額に基づき算定すること。

(7) 扶助費支給額又は本人支払額の算定（以下「支給額の算定」という。）は、次により行なうこと。

ア 収入額が月により変動しない定期的収入については、その月額を基礎として支給額の算定を行なうこと。

イ 収入額が月によりある程度の変動が予想されるが、一定期間について観察すれば安定した継続的収入が得られると認められる場合は、3箇月をこえない期間ごとに認定した収入の平均月割額を基礎として支給額の算定を行なうこと。

ウ 農業収入又は年間の一時期のみの収穫による収入については、原則として12分の1相当額をもって支給額の算定を行なうこととするが、これによることが適当でないと認められる場合は、イにより支給額の算定を行なうこと。

エ 賞与、期末手当等については、その収入月及び収入額が確実に把握できるときは、その収入額を認定のうえ、これを基礎として支給額の算定を行なうこと。この場合、当該算定にかかる収入の額と、扶助費支給後に認定された収入額とに差を生じたときは、収入月以降の収入額に加減して支給額の算定を行なうこと。

オ アからエまでによることが適当でないと認められるときは、客観的根拠により推定できる収入額を基礎として支給額の算定を行なうこと。

なお、保護継続中の者が新たに就職した場合であって、当該新規就労による収入を当該月の収入として計上することが不適当であると認められる場合に限り、当該収入をその翌月の収入として計上して支給額の算定を行なうこと。また、この取扱いの適用をうけた者にかかる翌月以降の収入の認定は、当該月の収入をその翌月の収入とみなして取り扱うものであること。

(8) 最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、法第80条を適用すべき場合及び(7)のエによるべき場合を除き、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行なえば生ずることとなる返納額（確認月及びその前月までの分に限る。）を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差しかえないこと。（この場合、最低生活費の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行なうことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を發して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行なえば足りるものであること。）

(9) 特定中国残留邦人等及びその者の配偶者と同居している場合であって、特定中国残留邦人等及びその者の配偶者が支援給付を受給しない場合における保護の要否の判定は、まず、当該要保護世帯と当該特定中国残留邦人等及びその者の配偶者とを同一世帯とみなした場合に算出される当該最低生活費の額と、収入充当額との対比により行なうこと。

この場合、当該特定中国残留邦人等及びその者の配偶者の収入充当額の算定につ

いては、支援給付の実施要領の定めるところにより行い、当該要保護世帯の収入充当額の算定については、本通知の定めるところにより行なうこと。なお、要否の判定に当たり、特定中国残留邦人等とその者の配偶者の資産については考慮する必要がないものであること。

この判定の結果要となった場合には、さらに局長通知第7-2-1(1)シによる当該要保護世帯の最低生活費と、当該要保護世帯の収入充当額との対比により保護の要否判定及び程度の決定を行なうこと。この場合、当該特定中国残留邦人等及びその者の配偶者の収入のうち支援給付の最低生活費を超える額については、収入として認定しないこと。

なお、要否の判定は保護の開始申請時のほか、年1回6月に行なうこと。

3 保護の開始時期

保護の開始時期は、急迫保護の場合を除き、原則として、申請のあった日以降において要保護状態にあると判定された日とすること。

なお、町村長経由の申請の場合には、町村長が申請書を受領した日、また管轄違いの申請があった場合には、最初の保護の実施機関が申請を受領した日を、それぞれ申請のあった日として取り扱うこと。

4 扶助費の再支給

前渡された保護金品又は収入として認定された金品（以下「前渡保護金品等」という。）を失った場合で、次のいずれかに該当するときは、失った日以後の当該月の日数に応じて算定された額の範囲内において、その世帯に必要な額を特別基準の設定があったものとして認定できるものであること。

- (1) 災害のために前渡保護金品等を流し、又は紛失した場合
- (2) 盗難、強奪その他不可抗力により前渡保護金品等を失った場合

第11 保護決定実施上の指導指示及び検診命令

1 保護申請時における助言指導

(1) 要保護者が、保護の開始の申請をしたときは、保護の受給要件並びに保護を受ける権利と保護を受けることに伴って生ずる生活上の義務及び届出の義務等について十分説明のうえ適切な指導を行なうこと。

(2) 要保護者が、自らの資産能力その他扶養、他法等利用しうる資源の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行なうものとし、要保護者がこれに従わないときは、保護の要件を欠くものとして、申請を却下すること。

なお、要保護者が自らの資産、能力等の活用により最低生活の需要を満たすことができることと認められる場合には、保護を要しないものとして申請を却下すること。

2 保護受給中における指導指示

(1) 保護受給中の者については、随時、1と同様の助言、指導を行なうほか、特に次のような場合においては必要に応じて法第27条による指導指示を行なうこと。

ア 傷病その他の理由により離職し、又は就職していなかった者が傷病の回復等により就労（そのために必要な訓練等につくことを含む。）を可能とするに至ったと

き。

- イ 義務教育の終了又は傷病者の介護もしくは乳児等の養育にあたることを要しなくなったため就労が可能となったとき。
 - ウ 現に就労の機会を得ているが、本人の稼働能力、同種の就労者の収入状況等からみて、十分な収入を得ているものとは認めがたいとき。
 - エ 内職等により少額かつ不安定な収入を得ている者について、健康状態の回復、世帯の事情の改善等により転職等が可能となるとき。
 - オ 就労中であった者が労働争議参加等のため現に就労収入を得ていないとき。
 - カ アからオまでに掲げる場合のほか、資産、扶養、他法他施策による措置等の活用を怠り、又は忌避していると認められるとき。
 - キ 次官通知第8の1による収入に関する申告を行なわないとき。
 - ク 世帯の変動等に関する法第61条の届出の義務を怠り、このため保護の決定実施が困難になり、又は困難になるおそれがあるとき。
 - ケ 主治医の意見に基づき、入院、転院又は退院が必要であると認められるとき。
 - コ 施設に入所させ、又は退所させる必要があると認められるとき。
 - サ 施設入所者が施設の管理規程に従わないため、施設運営上困難を生じている旨当該施設長から届出があったとき。
 - シ キからサまでに掲げる場合のほか最低生活の維持向上又は健康の保持等に努めていない等被保護者としての義務を怠っていると認められるとき。
 - ス その他、保護の目的を達成するため、又は保護の決定実施を行なうため、特に必要があると認められるとき。
- (2) (1)のアからオまでによる指導指示を行なうにあたっては、本人又は親族、知己による求職活動をうながし、これに適切な助言、指導又はあせんを行なうこととするが、これによることが適当でない場合は、公共職業安定所への連絡、紹介等について必要な指導指示を行なうものとする。
- なお、被保護者の就労又は収入の増加を図るために必要があると認められるときは、生業扶助の適用等の措置について配慮すること。
- (3) 指導指示を行なうにあたっては、必要に応じて、事前に調査、検診命令等を行ない状況の把握に努めるとともに本人の能力、健康状態、世帯の事情、地域の慣行等について配慮し、指導指示が形式化することのないよう十分留意すること。
- (4) 法第27条による指導指示は、口頭により直接当該被保護者（これによりがたい場合は、当該世帯主）に対して行なうことを原則とするが、これによって目的を達せられなかったとき、または目的を達せられないと認められるとき、及びその他の事由で口頭によりがたいときは、文書による指導指示を行なうこととする。当該被保護者が文書による指導指示に従わなかったときは、必要に応じて法第62条により所定の手続を経たうえで当該世帯又は当該被保護者に対する保護の変更、停止又は廃止を行なうこと。

3 保護停止中における助言指導等

保護停止中の被保護者についても、その生活状況の経過を把握し、必要と認められる場合は、生活の維持向上に関し適切な助言指導を行なう等、所要の措置を講ずること。

4 検診命令

(1) 検診を命ずべき場合

次のような場合には、要保護者の健康状態等を確認するため検診を受けるべき旨を命ずること。なお、この場合事前に嘱託医の意見を徴することとし、さらに必要と認められる場合には都道府県本庁（指定都市及び中核市にあっては市本庁とする。）の技術的な助言を求めること。

- ア 保護の要否又は程度の決定にあたって稼働能力の有無につき疑いがあるとき。
- イ 障害者加算その他の認定に関し検診が必要と認められるとき。
- ウ 医療扶助の決定をしようとする場合に、要保護者の病状に疑いがあるとき。
- エ 現に医療扶助による給付を受けている者につき当該給付の継続の必要性について疑いがあるとき。
- オ 介護扶助の実施にあたり、医学的判断を要するとき。
- カ 現に医療扶助の適用を受けている者の転退院の必要性の判定を行なうにつき、検診が必要と認められるとき。
- キ 自立助長の観点から健康状態を確認する必要があるとき。
- ク その他保護の決定実施上必要と認められるとき。

(2) 医師又は歯科医師の選定及び連絡

検診を行なう医師又は歯科医師は、嘱託医、公的医療機関に勤務する医師等であって要保護者の当該疾病につき、正確かつ適切な診断を行ない得ると判断されるものの中から指定すること。この場合、指定しようとする医師または歯科医師に対して、検診すべき要保護者の氏名、期日、場所、方法、報酬等をあらかじめ連絡し、その了解を得ること。了解を得た場合は検診書及び検診料請求書を発行して交付すること。

(3) 検診命令書の発行

(1)により検診を受けるべき旨を命じようとするときは、検診を受けるべき者に検診命令書を発行して行なうものとする。

この場合、原則として検診命令書は検診を受ける者に直接交付するものとし、交付にあたっては、検診命令について詳細に説明するとともに、これに従わないときは、保護の申請が却下され、又は保護の変更、停止若しくは廃止をされることがある旨伝えること。

(4) 検診書の検討および受理

検診を行なった医師等から検診書の送付を受けたときは、その記載内容について検討し、不明な点があればその検診を行なった医師または歯科医師に照会して(1)の各号の疑いを明らかにしたうえで、これを受理すること。

(5) 検診料の支払

検診を行った医師等から検診料請求書を受け取ったときは、その内容を審査して

これを確認し、検診料を当該医師又は歯科医師に支払うこと。

なお、検診料は原則として法による診療方針及び診療報酬の例によるものとする。ただし、検診結果を施行細則準則に定める様式以外の書面により作成する必要があると認められる場合は、検診料のほかに4,500円の範囲内（ただし、障害認定に係るものについては5,800円の範囲内）で特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。

(6) 検診命令に従わない場合の取扱い

検診命令に従わない場合において必要があると認められるときは、法第28条第4項に定めるところにより当該保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止を行なうこと。

第12 調査及び援助方針等

1 訪問調査

要保護者の生活状況等を把握し、援助方針に反映させることや、これに基づく自立を助長するための指導を行うことを目的として、世帯の状況に応じ、訪問を行うこと。訪問の実施にあたっては、訪問時の訪問調査目的を明確にし、それを踏まえ、年間訪問計画を策定のうえ行うこと。なお、世帯の状況に変化があると認められる等訪問計画以外に訪問することが必要である場合には、随時に訪問を行うこと。また、訪問計画は被保護者の状況の変化等に応じ見直すこと。

(1) 申請時等の訪問

保護の開始又は変更の申請等のあった場合は、申請書等を受理した日から1週間以内に訪問し、実地に調査すること。

(2) 訪問計画に基づく訪問

訪問計画は、次に掲げる頻度に留意し策定すること。

ア 家庭訪問

少なくとも1年に2回以上訪問すること。

なお、被保護者本人からの（平成17年3月31日付け社援発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知に定めるところによる）個別支援プログラムへの参加状況の報告及び個別支援プログラムを実施する関係機関等との連絡により必要な状況確認ができる場合には、その報告や連絡を3回目以上の家庭訪問とみなすこととして差し支えない。

イ 入院入所者訪問

(ア) 入院している患者については、少なくとも1年に1回以上、本人及び担当主治医等に面接して、その病状等を確認すること。

(イ) 生活扶助を目的とする施設若しくは介護施設に入所している者又は保護施設通所事業を利用している者については、1年に1回以上訪問すること。

(3) 臨時訪問

次に掲げる場合については、臨時訪問を行うこと。

ア 申請により保護の変更を行う場合

イ 生業扶助により就労助成を行った場合

ウ 水道設備、電灯設備又は家屋補修に要する経費を認定した場合（事後確認）

エ 保護が停止されている場合

オ その他指導若しくは、助成又は調査の必要のある場合

2 関係機関調査

保護の決定実施上必要があるときは、社会保険事務所、公共職業安定所、事業主、保健所、指定医療機関、指定介護機関等の関係機関について、必要事項を調査すること。

3 課税調査

被保護者の収入の状況を客観的に把握するため、年1回、税務担当官署の協力を得て被保護者に対する課税の状況を調査すること。

4 援助方針

(1) 援助方針の策定

訪問調査や関係機関調査によって把握した要保護者の生活状況を踏まえ、個々の要保護者の自立に向けた課題を分析するとともに、それらの課題に応じた具体的な援助方針を策定すること。また、策定した援助方針については、原則として要保護者本人に説明し、理解を得よう努めること。

(2) 援助方針の評価と見直し

被保護世帯に対する指導援助の結果を適宜適切な時期に評価し、援助方針の見直しを行うこと。

援助方針の見直しは、世帯の状況等の変動にあわせて行うほか、世帯の状況等に変動がない場合であっても少なくとも年に1回以上行うこと。

5 関係機関との連携

被保護世帯への指導援助にあたっては、関係部局、民生委員・児童委員、保健所、児童相談所、公共職業安定所、医療機関、介護機関、地域包括支援センター、障害福祉サービス事業者、学校、警察等の関係機関と必要な連携を図ること。

第13 その他

1 国民年金保険料の取扱い（別紙参照）

国民年金保険料の取扱いは、次のとおりであるので、これを踏まえ、被保護者の自立助長を図られたい。

(1) 生活扶助を受ける者については、国民年金法第89条の規定により、生活扶助を受けるに至った日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、すでに納付されたもの及び前納されたものを除き、納付することを要しないものであること。

(2) 生活扶助以外の扶助を受けるものについては、国民年金法第90条の規定により、社会保険庁長官は、その指定する期間に係る保険料は、すでに納付されたもの及び前納されたものを除き、納付することを要しないものとして定めることができること。この場合において、被保護者から申請があったときは、直ちに免除の認定が行なわれ

るべきであるとされていること。なお、社会保険庁長官の指定する期間とは、申請のあった日の属する月の直前の7月からその翌年の6月までの期間において必要と認める期間である。

2 放送受信料

被保護者が受信機を設置して締結する受信契約については、日本放送協会受信料免除基準により、放送受信料は免除されるものであること。

なお、受信料免除申請書については、日本放送協会において用紙を印刷し、各放送局に配付することとされているので、もよりの放送局と連絡のうえこれを受領し、あらかじめ福祉事務所に備えておくこと。また受信料を免除されている者に係る保護の継続如何に関する連絡等について、日本放送協会の受信料免除に関する事務に協力すること。

3 国民年金（福祉年金）及び児童扶養手当の取扱い

(1) 福祉年金受給権の裁定請求に必要な費用及び児童扶養手当受給資格の認定請求に必要な費用については、次官通知第8の3の(2)のイの(イ)によって、年金又は手当収入を得るために必要な経費として、その実際必要額を当該収入から控除するものであること。

(2) 福祉年金（児童扶養手当）裁定（認定）請求に必要な添付書類で費用を伴うものは次に掲げる表の左欄のとおりであるが、これらは同表の右欄に記載するとおり処理することによってその費用を無料又は低額にすることができるのであるから、十分理解したうえ細部は関係機関に連絡し、手続に要する経費は最小限度に止めるとともに、手続が煩雑である等の理由により受給を期待しうる要保護者が裁定（認定）の申請を行なわないことのないよう指導すること。

戸籍の謄抄本又は住民票の写し	戸籍又は住民票の記載事項に関する証明書をもって代えた場合は費用を要しない。
受給権者（受給資格者）配偶者又は扶養義務者の所得証明書	裁定（認定）請求書を提出しようとする市町村長から福祉年金所得状況届（児童扶養手当所得状況届）に審査した旨の記載を受けることによって省略することができるが、この場合は費用を要しない。また、他の市町村長から同様の記載を受ける場合においても費用を免除されることがある。
母子福祉年金又は準母子福祉年金において夫等の死亡日を明らかにすることができる書類、夫等の死亡の当時における夫、受給権者及び子等の相互の身分関係を明らかにす	戸籍若しくは除籍の抄本又は住民票の写しを必要とするときは左記による。また死亡した夫との関係が内縁関係であったため戸籍抄本等を添えることができないときは、医師、民生委員、社会福祉主事等の証明書で差しつかえなく、したがって費用を要しない。

る書類等	
児童扶養手当において身分関係又は生計関係を明らかにすることができる書類	戸籍の謄抄本又は住民票の写しを必要とするときは前記による。また、民生委員、社会福祉主事等の証明書によるときは費用を要しない。
福祉年金診断書	次の施設を利用するときは、無料又は低額料金にすることができる。 1 無料交付施設 (1) 身体障害者福祉法による身体障害者更生相談所及びその巡回相談 (2) 児童福祉法によるし体不自由児施設 2 無料又は低額料金による交付施設 (1) 国立病院、国立療養所、社会保険関係病院、日本赤十字病院、社会福祉法人経営の無料又は低額診療施設 (2) 保健所のうちし体不自由児療育指定保健所
児童扶養手当障害認定診断書	福祉年金診断書と同様であるが、次の2点に留意すること。 1 国民年金法による障害等級の1級に該当し、障害（福祉）年金を受けている者については省略できる。 2 知的障害者福祉法による知的障害者更生相談所及びその巡回相談においても無料で交付を受けることができる。

第14 施行期日等

- この通知は昭和38年4月1日から施行すること。
- 昭和36年4月1日社発第188号厚生省社会局長通知「生活保護法による保護の実施要領について」は廃止すること。

前文（第72次改正）抄

〔前略〕平成12年4月1日から適用する。

なお、昭和44年3月29日社保第75号本職通知「生活保護法により特別基準が設定されたものとして取扱う費用の認定にかかる承認の手続について」及び昭和44年3月29日社保第76号本職通知「生活保護法により特別基準が設定されたものとして取扱う費用の認定手続について」は、廃止する。

附則（第72次改正）

- 次に掲げる者の最低基準生活費の算定は、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚

生省告示第158号。以下「基準」という。)別表第1第3章の3の規定にかかわらず、2に掲げるところにより算定するものとする。

(1) 介護保険法(平成9年法律第123号)の施行の日(以下、「施行日」という。)の前日において、老人保健施設に入所し、かつ基準別表第1の第3章の2の入院患者日用品費を現に算定していた者のうち、当該施設が介護保険法施行法(平成9年法律第124号)第8条の規定により介護老人保健施設となった後も引き続き当該施設に入所しているもの。

(2) 施行日の前日において、介護保険法第7条第23項に規定する療養型病床群等に入院し、かつ基準別表第1の第3章の2の入院患者日用品費を現に算定していた者のうち、当該施設が施行日に介護保険法第48条第1項第3号の規定により指定介護療養型医療施設となった後も引き続き当該施設に入所しているもの。

2 施行日の前日までに現に算定されていた基準別表第1の第3章の2に規定する入院患者日用品費の額(地区別冬季加算及び期末一時扶助を除く。以下、「経過的 basic 生活費」という。)と基準別表第1の第3章の3に規定する介護施設入所者基本生活費の額を比較して、高い方の額を算定するものとする。

ただし、施行日以後に基準別表第1の第2章の加算のうち老齢加算、母子加算若しくは障害者加算(以下、「老齢加算等」という。)に該当することとなったとき又は施行日前に老齢加算等の計上を停止されていて、施行日以後に再び計上することとなったときには、経過的 basic 生活費と、基準別表第1の第3章の3の介護施設入所者基本生活費の額及び当該老齢加算等との合計額とを比較して、高い方の額を算定するものとする。

3 2により経過的 basic 生活費を算定されていた者が、月の途中で当該施設以外の介護施設に入所したときは、介護施設入所者基本生活費は入所日の属する月の翌月(入所日が月の初日のときは当該月)から計上すること。この場合、入所月の一般生活費の認定の変更(各種加算の額の変更を含む。)は要しないものとする。

別表

金 銭 換 算 表

	1 級 地 一 1		1 級 地 一 2		2 級 地 一 1		2 級 地 一 2		3 級 地 一 1		3 級 地 一 2	
	魚 介	野 菜	魚 介	野 菜	魚 介	野 菜	魚 介	野 菜	魚 介	野 菜	魚 介	野 菜
0 歳 ~ 2 歳	4,560	3,970	4,350	3,790	4,150	3,610	3,940	3,430	3,740	3,260	3,530	3,080
3 歳 ~ 5 歳	7,580	6,460	7,240	6,170	6,900	5,880	6,560	5,590	6,220	5,300	5,870	5,010
6 歳 ~ 11 歳	9,890	8,410	9,440	8,030	9,000	7,650	8,550	7,270	8,110	6,900	7,660	6,520
12 歳 ~ 19 歳	12,400	10,560	11,840	10,080	11,280	9,610	10,730	9,130	10,170	8,660	9,610	8,180
20 歳 ~ 40 歳	10,440	8,880	9,970	8,480	9,500	8,080	9,030	7,680	8,560	7,280	8,090	6,880
41 歳 ~ 59 歳	9,790	8,350	9,350	7,970	8,910	7,600	8,470	7,220	8,030	6,850	7,590	6,470
60 歳 ~ 69 歳	9,470	8,070	9,040	7,710	8,620	7,340	8,190	6,980	7,770	6,620	7,340	6,250
70 歳 ~	8,420	7,150	8,040	6,830	7,660	6,510	7,280	6,180	6,900	5,860	6,530	5,540

別紙

保険料免除の取扱いについて（施行通達）抄

〔昭和35年6月13日
各都道府県知事宛 厚生省年金局長通知〕

拠出制の国民年金においては、保険料の額を所得の多寡を問うことなく一律に100円及び150円と定め、保険料を負担することのできない低所得者については、これらの人々こそ年金制度による保障を最も必要とする人々であるとの趣旨から、これを本制度の適用から除外することなく適用対象に含め、これに対し保険料免除の措置を大幅にとることによって、できるかぎり多くの人々に拠出制国民年金の支給が行なわれるよう配慮されている。しかし、どの程度の低所得の者について、保険料の納付を要しないものとして取り扱うかの認定の基準については、国民年金法（昭和34年法律第141号。以下「法」という。）は、法第89条に定める当然免除の場合のほか、第90条各号に例示的列挙事項としてかかげているが、これらは、おおむね、市町村民税均等割を課せられていない程度の所得の人々を念頭に置いて立案せられたものである。しかしながら、市町村民税均等割の非課税の取扱いについては市町村により多少の相違がみられる実情にあり、これをそのまま全国的基準としがたい面もあるので、本年度においては、独自の基準をもって保険料免除の処理を行なう必要があるのである。

かかる趣旨において、今般、別添の「保険料免除基準」を定めることとしたが、保険料免除事務の取扱いについては、次の諸点を基本的原則として運用せられたい。（中略）

第2 法第90条は、その構成において、個人単位にその所得能力を判断して保険料の免除を認定するかたちをとっているが、保険料の免除の認定は、実際上は通常の家計の生活様式の実態からみて申請者の属する世帯の世帯員全員の所得等の状況に基づいて認定されることとなるから常に世帯全体の状況を考慮に置くこと。したがって、また法第90条第2号に該当する者については、すでに世帯単位の原則に基づいてその生活状況の審査が関係機関において行なわれているものであるから、本号該当者から申請があったときは格別の審査を行なうことなく、直ちに免除の認定を行なうべきであること。（以下略）